

平成19年12月14日

1.出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里已
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長 緒方正義
次長兼総務係長 黒川和広
議事係長 松尾和久
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	末	次	隆	裕
営	業	部	前	田	敏	美
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	松	尾	茂	樹
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	藤	崎	勝	行
北	方	支	大	石	隆	淳
会	計	管	森		基	治
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	田	栗	和	明
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	角			眞
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員事務局	局長		山	下	眞	琴
農業委員会	事務局	長	森	山	義	秀

議 事 日 程 第 6 号

12月14日（金）10時開議

日程第 1	第32号議案	平成18年度武雄市病院事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 2	第33号議案	平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 3	第34号議案	平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 4	第44号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 5	第45号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 6	第46号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 7	第47号議案	平成18年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 8	第48号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 9	第41号議案	平成18年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第42号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第43号議案	平成18年度武雄市老人保健特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第49号議案	平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について（一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第52号議案	武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例（質疑・総務常

		任委員会付託)
日程第14	第53号議案	武雄市景観条例(質疑・建設常任委員会付託)
日程第15	第54号議案	武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第16	第55号議案	武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第17	第56号議案	武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第18	第57号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第19	第58号議案	武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託)
日程第20	第59号議案	武雄市給湯条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第21	第60号議案	武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例(質疑・建設常任委員会付託)
日程第22	第61号議案	武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例(質疑・建設常任委員会付託)

開 議 10時 1分

議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第71号議案及び議員から提出されました意見書3件を追加上程いたします。

審議に入ります前に、危機管理についての一般質問に対する執行部の答弁について、補足させていただきたいとこのことですので、執行部の発言を許可したいと思います。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。昨日までの一般質問の危機管理に関する答弁でお答えしましたとおり、市としてケーブルテレビを活用しての情報発信は行っておりませんが、株式会社ケーブルワンでは、事件当日は週間ニュースアラカルトに緊急挿入放送を夕方から3回、また、10日から14日までは、この週間ニュースアラカルトで1日5回の放送をさせていただ

たということを補足させていただきます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

これより日程に基づき議案審議を行います。

日程第1．第32号議案 平成18年度武雄市病院事業会計決算認定についてから、日程第8．第48号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定についてまで、8件の議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。大渡特別会計等決算審査特別委員長

特別会計等決算審査特別委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成19年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成19年11月12日より15日までの4日間にわたり慎重に審査をいたしました。付託されました8つの決算認定議案のうち、第32号議案 平成18年度武雄市病院事業会計決算認定について、第44号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、第45号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第47号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第48号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、以上の5つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について、第34号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第46号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、以上の3つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、各委員から執行部に対する意見が出され、集約いたしましたので御報告をいたします。

全体的なものとして、第1に未収金については原因分析を行い、徴収体制の検討をされたい。第2に、委託料の精査を図るとともに、契約方法の明確化を図られたい。第3に、決算書の様式を見直すこと。第四に、企業経営については、企業としての感覚を持って取り組まれたい。第5に、予算の執行に際し、地元業者への発注に努めていただきたい。

そして、個別には第32号議案、病院事業会計については、地域医療と医療サービスの充実を図ることに努め、さらに経営の安定に努力されたい。

第33号議案 水道事業会計については、販路拡大について努力されたい。

第34号議案 工業用水道事業会計については、1つ目に企業誘致の推進についてさらに努

力されたい。2つ目、給水範囲拡大について検討されたい。

次に、第44号議案 農業集落排水事業会計については、事業の推進を図るとともに、接続率の向上に努力されたい。

第45号議案 公共下水道事業会計については、1つ目に、工事に当たっては地元住民に十分に説明されたい。2つ目、事業の繰り越しが多過ぎるので、計画遂行の精度を高める努力をされたい。

第46号議案 土地区画整理事業会計については、事業の進捗状況の広報に努力されたい。

第47号議案 給湯事業会計については、販路拡大に努められたい。

第48号議案 競輪事業会計については、1つ目に、ファン層拡大に努力されたい。2つ目、交付金等の改革については、特段の努力をされたい。などの個別の意見が出ました。

以上で報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論及び採決を行いますけれども、討論、採決は議案ごとに行います。

最初に、第32号議案 平成18年度武雄市病院事業会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第32号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案 平成18年度武雄市病院事業会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

第1の理由は、18年度の利益剰余金292,798千円であります。この利益剰余金の累積積立金が、18年度決算を見ますと1,497,693,584円、ここまで積み上がってきております。もともと、この利益積立金の背景を見ますと、高料金対策の一環として一般会計から補助金、18年度は243,586千円、これが繰り出しをされております。この御承知のように、高料金対策

の制度そのものを改めて目的を明確化しますと、1つには料金の格差を是正する。全国的には10倍、一番安いところと一番高いところの差が約10倍ある。これを、その格差を是正しなさいという国の目的があります。2つ目には、これを通じて、料金の平準化、これら2つの柱となっております。

一般会計から繰り出された額の約8割を、前の国の交付金でいえば5割、特別交付税で3割と、全体の8割を国が交付金として見る。これ制度そのものは変わっていない。こうしたものが監査委員会でも一貫して指摘されておりましたように、市民に還元すべきだという立場から監査委員の指摘もあっておりました。これを目的どおりに市民に還元すべきと。これは平成20年4月以降、武雄市の水道料金下がるわけですけれども、19年度までは従来どおり、市民の利益と市、国の目的との間に大きな問題点が生じている。このことを指摘しておきたいというふうに思います。

もう1つは、決算を見ておきますと、18年度の単年度で見ると実質収支が136,854千円の赤字、実質収支では赤字になっております。この赤字の原因は何なのか。ここも冷静に見ていく必要があるんじゃないでしょうか。1つは、高い水道料金であるにもかかわらず、その赤字の体質、要因として、1つには西部広域水道企業団との契約、それに伴う武雄市の受水費の支払い、これがあると思います。

西部広域水道の実際の受水費は198,919千円。しかし、武雄市が実際に受水をして利用した量というのは全体の七十数%、金額にしますと、契約水量に基づく、先ほど言いました198,000千円支払われているわけですけれども、実際に使った水の料金というのは、換算しますと155,000千円、その分しか使っていない。残り二十数%分は使っていないのにお金を払っている。その金額が18年度で見ますと43,233千円、本当にもったいない話です。民間企業では考えられない、契約と実際の支払いという関係ではですね。そういうのが一つの要因としてあります。

一方で、8次拡張事業までに開発してきた自己水源、これの利用状況を見ますと、施設利用率、これが平成18年度では43.7%、いわば残り五十数%は遊休状態という状態にあります。半分以上が水が余っている状態、どうしてこういった水余りが出てくるか。9拡で西部広域水道企業団に武雄市が加入したということから始まってきている、そう考えられます。

ですから、西部広域水道企業団との契約においては、武雄市の実態に即して、そして契約水量の見直し、このことが強く求められてくるだろう。西部水道企業団の経営、ここも強く指摘をしていく必要があるんじゃないでしょうか。方向としては、平成19年度に1人1日最大給水量の見直し、あるいは給水人口の見直し、これは西部水道企業団との契約の見直しの一つの材料になっていくだろうというふうに思います。と同時に、一歩引いて考えたときに、二部料金制の導入、契約水量の見直しと従量制に基づいて、いわば自己水源を最大限使って西部広域水道企業団からの受水を最小に抑えていく。こういうことで、先ほど言いました

43,233千円、18年度で見ますと、この差を縮小していく、あるいは解決をしていく、このことが求められていると思います。

最後になりますけれども、先ほど委員長の報告にありましたように、販路の拡大という問題があります。武雄センチュリーホテルが経営開始したときには、年間10,000千円超える水道料の支払いがあっておりました、利用があっておりました。水道料金が高いということで、ここも現在、センチュリーもたしかそうだったと思います。もう1つはゆめタウンがオープンして数年がたちますけれども、ここも1年間見ますと12,000千円程度の水道の利用があっておりました。ここは、井戸を掘ることによって高い水道を低く抑えてしまうということになっております。そういう意味では、大口の需要拡大といえますか、販路拡大、このことも努力していく課題ではないでしょうか。いわば高料金対策の国の交付金がなければ、単年度の実質収支赤字という体質は免れませんけれども、そこに抱え込んでいる西部水道企業団との契約水量の見直し、料金計算のあり方の問題、あるいは販路の拡大、そういう点での問題点の指摘をいたしました。平成19年、20年以降、また改めて水道料金の引き下げに伴う水道会計のあり方は変わっていくと思いますけれども、18年度決算におきましては、以上の問題点を指摘して、私の反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

先ほどの平野議員の反対論はごもっともでございますが、今年度の当事業会計では、確かに大変厳しい状況であります。がしかし、水道のほうでは経営健全化に向けて、企業経営的な感覚で鋭意努力をされておると思います。決算書の内容を見ましても、収入総額1,645,890千円、支出総額1,495,930千円となっており、利益として149,960千円となっております。支出につきましても、平成17年度決算と比較をして39,330千円の支出減になっており、維持管理費など見直されて、抑制をされた結果となっております。

一方、収入では平成17年度決算より54,350千円の収入減、その内容を見てみると、一般会計繰入金で25,000千円、給水収益で20,000千円の減となっております。この上で、利益を確保されております。

この結果が、今議会での料金値下げ議案提案につながっておると考え、なお、今後の販路拡大、無論、その西部水道企業団等の利用拡大も含めて、なお一層の経営努力をお願いいたしまして、原案どおり認定して差し支えないと考え、賛成とさせていただきます。

以上。

議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。

第33号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第33号議案 平成18年度武雄市水道事業会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第34号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第34号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定については反対であります。

この討論を準備するに当たりまして、私も一番最初の立ち上げの資料を見ました。矢筈ダムの3,500トンが上水道事業に、残り2,500トンは工業用水道事業にということで立ち上げられたわけでありまして、矢筈ダムから延々と二十数キロ、若木の工業団地まで。工事が始まって、これは供用開始からもう13年たったわけでありまして、2,350トン売れると、どうやって売るかという中身を見ますと、陶土関係の企業を誘致する、あるいは水をたくさん使う研磨関係の事業を誘致する。いわば2,350トンで足りないぐらいの工業団地への企業誘致の計画があります。改めて、その当時立ち上げられた資料を見ておきますと、社会背景は違うとは言ったものの、余りにも過大な計画ではなかったろうかと、改めて検証しますとね、そういうことが言えるのではないかと。もちろん企業の、最近では余り水を使わない、あるいは水をサイクル利用していく、そういう環境、あるいは自然に優しいという企業活動の結果、水をたくさん使う企業というのは出てこなくなりました。しかし、その結果が今日まで、この13年の間に、毎年50,000千円から55,000千円、あるいは18年度決算で見ますと57,000千円のお金が一般会計から繰り出される。本当に無駄な金だ、もったいない金だと。市長が言う財政基盤の脆弱性だとか、あるいは財政が厳しいと。県営工業団地に武雄市と県と一緒にあって、工業用水を開発したものの、なかなかこれは見通しがつかない。13年見てみますと、累計でいいますと約7億円の金が一般会計からこの事業に繰り出されている。

そういうことを考えてみますと、先ほど委員長の報告にもありましたように、工業用水のいわば利権といえますか、水利権といえますか、その利用の範囲が限られている。もっとこれを柔軟に国に要求をして使えるような、そういった意味での使用拡大、これはもちろんでありますけれども、いわば水を使わない企業がたくさんふえていく中で、これを企業誘致する、大変な努力だと思っておりますけれども、しかし、毎年5千数百万円のお金を一般会計から繰

り出さなきゃならない。これを長く放置するわけにはいかない、それはもう執行部も我々議会も認識は一致しているだろうというふうに思うんです。そういう意味では、決してこれを制限することなく、あるいは仕方がないというふうにあきらめるのではなく、この矛盾の解決をしていくことを強く要求するものであります。

したがって、先ほど委員長報告にありましたように、工業用水以外の利用の拡大、積極的に検討されること、あるいは工業団地への企業の誘致等々もこの5千数百万円の無駄なお金を解決する一つの方策かと思うのであります。いずれにしましても、平成18年度の工水事業会計には反対の立場で意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第34号議案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第34号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第44号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第44号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第44号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第45号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第45号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第45号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第46号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

平成18年度武雄市土地区画整理事業の決算認定については反対であります。

決算書を見てみますと、平成18年度の事故繰り越しの中に125,233千円、これが提示されております。この事故繰り越しの125,233千円というのはどこから発生したのか。平成17年の12月9日に武雄市と前の南国ビルとの間に移転補償契約が交わされました。これは17年の12月9日でありました。19日にはその7割の金額が支払われている。

この契約書を見ますと、平成17年12月9日に契約を交わして、18年3月31日にはそれを更地にする。とてもじゃないけど間に合わない、工期的には間に合わない契約がその当時交わされたわけでありまして、そして、7割はもう既に払う。そして、3月にはこれが繰越明許、その当時は事故繰り越しではありませんでした。繰越明許で3割分残す。これが18年度はそのままずっと抱えられておまして、これが18年度の決算ではさらに事故繰り越しになる。いわば1年間凍結されていた金額であります。

もちろん、執行部はいろんな意味での努力をされた、相手があることですから、相手によってはそういうことも起こり得るだろうと考えられるわけでありまして。しかし、この契約の背景にあるのは、まちづくり交付金、いわばまちなか広場をつくる。ここから事は起こっている。これまちなか広場にかける金額というのは、まちなか広場は480,000千円。480,000千円かけてまちなか広場をつくる。これは本当に住民の要求に裏づけられた事業なのかと、改めて見る必要がある。しかし、実際にはこの480,000千円のまちなか広場の中身、南国ビルへの補償金430,000千円、これが圧倒的に占めるわけでありまして。

じゃあ、まちなか広場ってどういう広場なのか、青写真はまだ出ておりません。この広場にかかるのは工事費30,000千円、測量試験費20,000千円のうちの広場設計代も入っております。いわば、これはいろんなJRとの関係から生じてきたことだとは考えられないことはないですけれども、そのまちなか広場の全体像が市民に知らされないまま、430,000千円の南国ビルの移転だけは済まされる。しかも、執行部は、いやそれこそ1年間そのまま延ばされるとか、そういった意味では、なかなか市民には見えない。

そういう執行部の苦労わかりますよ、交渉だとか何とかで苦労されていると思うんですけども、そうした全体像が見えないままにこういう支出がされていく。そういう点では非常に、極めて不自然であると同時に、市長がいつも言う最少の経費で最大の効果という観点から見たときに、じゃあこれをどう評価するのか。あるいは費用対効果を考えたときに、480,000千円の金かけてまちなか広場というのは一体どういう事業内容なのか。

もう一つは、区画整理区域内の公園の確保という点では3%、これは法的に決められた公園を確保しなさいという、これは市役所前の中央広場を組み入れることによって、区画整理

法上の3%の公園は確保されている。したがって、まちなか広場という公園らしき名称ですけども、これは区画整理法に示された公園の確保ということと枠外の問題ですね。そうであれば、住民の要求にどう絡んでいくのかと、そういう点ではきちんとした具体的な青写真、このことが示されていく必要があるのではないかと、しかも18年度の決算では、さらにこれが契約が延びて事故繰り越し。まだ事業解決していませんけれども、19年度の8月31日に建物を壊して移転をするという、本当に執行部はこれは大変な苦勞を伴いつつ、しかし、市民の目にはなかなか事業の中身が見えてこない。非常に不透明な面が多過ぎるということ指摘しておきたい。そういうことを中心にして、46号議案については反対の意見といたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第46号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第46号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第47号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ありませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第47号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第48号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第48号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 . 第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第12 . 第49号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまで、4件の議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果の報告を求めます。吉川一般会計等決算審査特別委員長

一般会計等決算審査特別委員長（吉川里已君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。一般会計等決算審査特別委員会の審査の報告をいたしたいと思います。

平成19年9月武雄市議会定例会におきまして、本委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付託されました決算認定議案につきましては、平成19年11月5日から8日までの4日間にわたり慎重に審査を行いました。付託された4件の決算認定議案のうち、第43号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、第49号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、以上2件の決算認定議案につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定について、第42号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、以上2件の決算議案認定につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程におきまして、各委員の皆様から執行部に対してそれぞれの意見が出されましたので、それを集約しておりますので、それを報告いたします。

第1に、決算においては、今後も危機的財政状況を認識し、徹底した数値分析による見通しとチェック機能の強化、徹底により、一層の財政健全化に向け鋭意努力されたい。

第2、補助金については、過去の慣例等によることなく、実情を十分に吟味し、補助金を支給すること。さらには、廃止、見直し等を含め検討されたい。

第3、不納欠損処理については慎重に処理をすべきである。具体的には、生活の実態を十分に調査し、悪質者に対しては強制執行等を含め、徴収に努められたい。

第4、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計においては、単年度赤字の実態を認識し、今後とも健全な運営のために十分な試算等による会計見通しを立てられ、鋭意努力されたい。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論及び採決を行いますけれども、討論、採決は議案ごとに行います。

最初に、第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定について、討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定について、反対をいたします。

私の反対の理由は、武雄市テレビドラマ誘致事業の中の交流会についてでございます。

御承知のとおり、補助金は自治法第232条の2に地方公共団体は公益上、必要がある場合は寄附または補助金を出すことができるとなっております。つまり公益上、必要なものにしか補助金を出すことができません。もちろん、個人の飲食費などは公益上、必要なものとは絶対に言えないと思います。

19年3月31日提出されました報告書では、交流会費1,575,869円の中に飲食費、つまり個人的な飲み食い代が入っております。しかも、注目すべきところは副会長の議長が、実行委員会会長である市長に書類を提出していますし、監事は副議長であります。額は少額でも、市長、議長、副議長が書類の提出、監査、決定したことであります。国では、遠藤農相の辞任を初め、補助金をめぐる不祥事が数多く発生しております。また、武雄市では地元の問題として志久地区機械利用組合の監査請求問題が起こっております。そのようなことを考えるならば、少額といえども補助金交付に問題があるとして反対をいたします。

なお、賛成討論に当たっては、ぜひとも補助金交付の理由をもって討論なされるようお願いし、討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。第41号議案に対して、平成18年度武雄市一般会計決算認定について、私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

十分な賛成討論になるかどうかわかりませんが、先ほど黒岩議員より反対討論にありました武雄市ドラマ誘致事業に対する補助金15,000千円に対してでありますけれども、資金使途経理決算処理は当然公金の投入であるわけですから、説明責任の観点から、また、公益上から明瞭であることは当然でございます。中でも、各種事業で交流会が開催される中にあって、交流会経費等については事業の目的に沿って開催され、また、経費等が適切に支出されるべきものであります。

先ほど言いました説明責任、明瞭会計の視点から、さらには公益上から具体的な補助金の支出、さらには、補助金の支出先に対する事業の内容と投資効果については、十分に検証すべきであります。その点について、今回補助金15,000千円の効果については、直接的経済効

果が約30,000千円、観光客増加による消費需要増加が約1億円。さらには、宣伝効果に至っては約48億円余の実績効果が出ていると承っております。そういったことで、全体的なことを考えたときに、今回、第41号議案の一般会計の決算認定については賛成の立場で討論いたします。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算の認定について、反対の討論を申し上げます。

決算は、政治姿勢の鏡であります。3月1日、1市2町が合併しまして、市長選挙が行われ、4月16日からの樋渡市政がスタートいたしました。先ほど言いましたように、市長の政治姿勢の鏡でもあります、この一般会計の決算を大所高所の立場で討論します。

第1に、市長の新武雄市初代市長として船出をしたこの1年、政治姿勢、その評価をしてみたいと考えます。その評価の1つのエピソードとして、私は前回の9月定例議会でM議員のブログに簡潔に9月議会の質疑がありましたので、読み上げてみたいと思います。

市長自身の見直しだが、最近あれも、これも、どれも、これも、それもと多くの政策の先頭に立ち過ぎて、一つ一つに重みがなくなり、1年前の佐賀のがばいに特化したときに比べ、精彩を感じない。市長が先頭に立つのを幾つかに特化して、あとは部下に任せたらどうか。こういうくだりが述べておられました。

私は、まさにこれが象徴しているのではないかと考えます。私は、昨年8月10日、このテレビドラマの誘致事業に対して、公金であります15,000千円を支出すると、一民間企業のテレビ会社に支出することは、私ども会派として反対の姿勢を貫きました。このことはまさに、私は、それは市長のトップダウンではないかと指摘をしました。しかし、答弁では、市長はトップダウンということは私は嫌いであると。まさに、この間の平成18年度の市長の政治姿勢は、先ほど紹介しましたように、あれも、これも、どれも、これも、それとも言われるぐらいの市長のまさにトップダウンのあらわれではなかったでしょうか。そのことが、今、1年8カ月の市政の経過を見て、慎重に市長は肝に銘じるべきことを訴えたいと考えております。

第2に、先ほど申しましたように15,000千円の公金支出、支出したのは決算の中でも資料で提出していただきましたが、15,000千円を支出したのは市長でございます。受け取ったのは副会長の杉原議長でございます。

先ほどの指摘もありましたように、この補助金交付要綱に照らしてみても、本当につじつまが合わないことを感じたのはまさに市民の皆さんも同じ思いにかられるのではないかと考えます。まさに、15,000千円の公金支出はするべきではなかったと。それとあわせて、私が指摘をしました、まさに強制で集められた約23,000千円の市民の浄財。その中でも駐在

員会を通して、この1,070千円、各区に割り当てられた1,070千円を今でさえ現金として保管されているこのお金は、返却するべきではないでしょうか。そのことを再度強く要求するものであります。

あと以下、二、三の指摘をしたいと思います。

特に、平成18年度大問題になりました市長公用車、この件につきましては、オークションでかるうじて高値がつきましたので、市長として胸をなでおろされたのではないかと指摘せざるを得ません。

次に、同和関係予算の決算であります。人権教育としての同和関係支出は廃止を求める次第であります。

次に、先ほどの討論でもありました工業用水道会計への繰出金は見直しを求めたいと思います。また、昨年、国民保護条例が制定をされましたが、私はこの廃止を求めるものであります。

また、最後に後期高齢者医療広域連合の組織を立ち上げるための負担金3,046千円は、まさに結果が示しておりますように、時期尚早であり、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めて反対の討論といたします。

議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

当議案に対して賛成の立場で討論を開始したいと思います。

がばいばあちゃんの誘致に関して、大まかな経済効果については先ほど松尾議員が言われました。市長が就任して初年度の事業に関しては、最大の効果を上げたと思っております。

また、ある議員のブログを紹介されましたけれども、その前段、後段のところをすべて引用していただければ、もっと内容的にもわかったと思いますし、多分、そういうブログ、これは余談ですけれども、ブログを公開するときには写真、文書等はその他の公式のところで使用禁止という部分も書いてあるやもしれませんので、それを注意したいと思いますし、この決算認定全体に関しては、先ほどいろんな反対議論が起きました。反対議論が起きました中におきましても、その反面、いい面が突出していると思っております。そして、細かいところは今後の反省材料、これは私は反対ではございませんけれども、今後の反省材料としてよりよい市政づくりに活用していただくものと思ひまして、賛成の立場より討論したいと思います。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第41号議案

は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第41号議案 平成18年度武雄市一般会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第42号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、討論を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

第42号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について反対をいたします。

反対の第一の理由は、私は常に主張しておりますが、一般会計から国保会計に対して、国保税の軽減のための繰り入れをしてほしいということであります。なるほど、国民皆保険制度のしわ寄せで国保会計は大変な運営を余儀なくされていることは知っております。しかし、そのしわ寄せが被保険者に高額な保険税となってはね返ってくるのが我慢できません。

いつも言われることですが、若くて元気なときは社会保険や健保組合などに貢献し、年をとって病気になったり、失業や定年になり収入がなくなれば、国保にやってくると皮肉られております。

特に、他の保険と違うところは、国保加入者の中には低所得者や無職者などを抱えるという他の保険では全く考えられないような構造的な問題を抱えております。18年度決算は、不納欠損額として65,000千円が計上されておりますが、この金額を他の被保険者に1円でも転嫁することになれば、税金そのものが二重課税となり、法的にも認められないと思うものであります。

以上の理由で反対いたします。

議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

第42号議案 平成18年度国民健康保険特別会計の決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、一般会計から当特別会計のほうに繰り入れはどうかということで反対意見が述べられたところでございますけれども、国民健康保険制度の性質を述べさせていただきますと、医療給付等の歳出に対しては原則として加入者の国民健康保険税から、あるいは国、県の支出金等の歳入で運営されていくものであるべきでございます。また、皆保険制度の立場から、必要に応じて本市も国民健康保険税の見直し、改定がされている状況にあります。

一方、先ほどの不納欠損のところでございますけれども、やむを得ない事情により、延納が発生し、時効となった保険税の不納欠損処分を行うことは、事務上やむを得ない処理業務と考えますが、処理業務に至るまでは十分に実態調査を実施して、法的手段を含めた徴収に

努めていくことは当然のことであります。

なお、不納欠損処分を行った金額を一般会計から繰り入れるとのことをございましたけれども、賦課の誤りによる還付金や合併に伴う経費などの一時的な特別事情による繰り出しを除き、基準外での支出はないようでございます。(445ページで訂正)

この基準とは、保険事務費、出産一時金にかかわる経費の一部、さらには、保険基盤安定制度の保険税軽減分及び保険者支援分などとなっております。このことを踏まえて、今回保険料の徴収には一層努力を申し入れて、賛成の立場で討論といたします。

〔29番「議長、議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)

討論は再討論できませんので、やっぱり討論に対して詳しく聞いていただきたいと思えますね。私は、不納欠損額を、それは委員会でももちろん主張していますよね、一般会計からと。しかし、私が今、一番問題にしたのは、その分が被保険者にかぶってくるとが反対という趣旨でずっと言ったんですよ。だから、1円でもかぶることが二重課税にならんかと、だから、反対だと言っているんですから、65,000千円そっくりそのまま一般会計払えって、それは委員会で主張はしました、何とかならんかと。しかし、討論ではそう言っていないんですよ、そこんところですね。だから、先ほど反対討論者が言われたよと言われれば、(発言する者あり)となれば、後の人は何て言うてもよかごとなつてですね、討論は。じゃあ、今から賛成からしてくださいと、あと討論しますから、反対は後にしますからとね。

だから、反対討論で言ったのに対して、かみ合わんでもいいですよ、私も初めからかみ合うとは思わらんけんですね。かみ合わんでもいいですけども、反対討論者はこう言われたと、それを換えればやっぱり問題があると思いますので、ちょっと検証してください。訂正していただきたいと思えます。

議長(杉原豊喜君)

ただいま29番議員から議事進行で質問ございましたけれども、この件については4番議員が言いますか。私から。(発言する者あり)ちょっと待ってください。

〔30番「議長、議事進行」〕

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)

討論する人は、それぞれの立場をきちんと主張して、それに対する反論、いろいろ論議は十分結構ですけども、発言してないことについて、そういういろいろ言われるとかになると、その討論した人そのものが、討論する権利、あるいは討論した人に対する人格に対する討論権というのはあるわけですから、その権利に対する侵害なんですよ。だから、そういうこと

を含めて、ここでちょっと休憩をして、元来は討論の途中で議事進行が出るのは極めて異例ですから、そこら辺については休憩をした上で、今後のことがありますので、議長で取り計らいをされたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	10時55分
再	開	11時

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

4番松尾陽輔議員から、先ほどの賛成討論の中身の訂正の申し入れがっておりますので、これを許可いたしたいと思います。4番松尾陽輔議員

4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

大変申しわけございませんでした。一部訂正させていただきたいと思います。

先ほどの中で、不納欠損の部分を一般会計から繰り入れをすべきと解釈しておりましたけれども、誤っておりましたので訂正をさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

議長の許可をいただきましたので、第42号議案 武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

皆さん御承知のように、この国民健康保険会計、全国どこの自治体でも大変な運営上、厳しさをかけられております。先ほどの反対討論でも申し上げられましたように、この世帯の構造的変化、この30年を見ましても、農林業、自営業者の方々が76.5%から22.2%に、一方、年金世帯の方たちが6.6%から51.0%に見られるように。まさに就業世帯の変化に対応した国の制度的保証はありません。市長も申されるように、国や政府に大きな責任と、その保険制度の見直しを求めたいと思います。

特に、平成18年度の国民健康保険特別会計は、新武雄市が合併しまして、合併することによって、9.9%に所得割を合わせられました。このことによっても、加入者の保険税はまさにウナギ登りであります。私は、まさに国民健康保険制度そのものを政治の責任として国に要求すると同時に、市長は大型公共事業、新幹線開発優先よりも安心して市民がかかれる医療保険制度を求められていることを申し述べて、反対の討論といたす次第であります。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

賛成の立場で討論をさせていただきます。心づもりをしておりませんでしたので、日ごろ私が感じている点を含めまして賛成の立場で述べさせていただきますと思います。

今、お二人から反対の立場で討論をされました。大変私自身もうなずく点があります。特に、今の国の経済構造の中で、経済格差というのがまさに中央と地方、どんどん広がっていく。そういう中で、地方が一方向的に置き去りにされていく。それを地方自治体ですべて、その矛盾をひっ抱えて対応していかなくやいかん。そういう具体的な一つ一つのあらわれが、1つの国民健康保険税であるというふうに思います。

私がかつて、もう10年以上前になりますけれども、国保の運営協議会の委員長という立場にあったことがあります。そのときに、国保の運営協議会で視察に行ったわけです。ここで鹿児島県の霧島あたりの小さな町のほうに行ったわけですが、そのとき、その町長がわざわざ見えて、今の町の国保財政というのは本当に大変なんだということを力説されておりました。そのとき、実は私はその点について余りぴんと来なかったんですね。といいますのは、旧武雄市人口3万人ちょっとというところと5,000人ぐらいの町という、その財政規模の問題があって、ちょっとその点にぴんと来なかったんですが、今、1市2町合併をして、国保財政の状況、そして老人保健がある、それから後期高齢者の保険があるということで、次々に今、国の制度も変わっていく。そういう中で、一地方自治体で本当に対応できるのかという点については、本当に反対者が申されたとおり、私も国の責任については断固として明確に追及をしたいというふうに思っているわけであります。

そういう中で、じゃあ国保財政をどういうふうにするのか。今、9.9%という数字になりました。国の制度としては応能、応益50、50と言われる中で、比較的、端的に言うと、所得の低い人についても国保税を取れという、そういう方向にしていることについては、本当に怒りを感じるところであります。

具体的な対応の問題としてあるんです。黒岩議員が言われました。一般会計の中から繰り入れしてもいいじゃないかと、私もそういう点については考えるわけですが、やっぱりその繰り入れ、その背景にある、しかし、国保財政の中でも軽減措置というのを具体的にやっているわけですよ。それを超えて、なお軽減をするためにどうするのかということで、私もちょっと今、1つ考えておりますのは、実は一般会計から繰り入れをするためには、法的にクリアをすべき部分がありますので、私はぜひ医療費の負担だけではなくて、その予防、国保の会計の中で予防活動。例えば、健康診断とかというのがあります。それから、ほかに今までもヘルス何とかというような事業を、お年寄りの人たちが病気にならない対応、もちろん、行政自体もやっています。一生懸命やられていますが、国保の中でもそういうもっと大きな、多くの事業を活発にしてもいいんじゃないか。それに、一般会計からお金を繰り出してくださいと、車の両輪のように、国保でも頑張るし、それから一般行政の健康福祉も頑張る。そういう中で、国保会計にお金をぜひ入れて、よければ、そういう方法もあるのかな

というふうに私は思っております。

ですから、今、全体的な会計で、国保の会計全体を考えると、なかなか国の制度であります。制度でありますから、武雄市、一地方自治体でこれを覆すというのは大変難しいわけですが、ある面ではそういう知恵を出しながら、何とか今後の市民の健康保持のために頑張ってくださいということを考えております。そういうことで賛成討論とさせていただきます。

議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決いたします。本案は御異議がありますので、起立により採決を行います。第42号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第42号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第43号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計決算認定について、討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第43号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第43号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、第49号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について、討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第49号議案は、特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定については、特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第13．第52号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第52号議案 武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例について補足説明を申し上げます。
議案書1ページでございます。

この条例につきましては、平成18年8月、人事院からの意見により国家公務員に自己啓発等の休業制度が導入されましたことを踏まえ、地方公務員にも自己啓発や国際協力の機会を提供することを目的として、地方公務員法の一部が改正されました関係から、これに呼応して条例を整備するものです。制度の概要ですが、職員が自己啓発により公務に関する能力の向上に努めるため、大学等の教育施設で専門課程を履修する場合や、国際貢献活動として海外における奉仕活動に参加したい場合に休業を認めるといった制度でございます。休業の期間は最長3年、休業期間中の給与は無給です。その他、具体的な条件等につきましては、法律に基づき、また国に準ずる形で規定をいたしております。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとしております。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第52号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

武雄市職員の自己啓発等休業に関する条例で市長が出席しておられますので、考え方を聞きしておきたいと思えます。

全体としては積極的な内容かなと感じるんですけども、自己啓発というのは常にやっていく機会を与えていくというのは必要なことだと考えております。そこで、せんだって関西大学と武雄市の間でいろいろ協力協定みたいなことを結ばれました。そういう意味では、ここで書かれている大学等の課程の履修、大学院含めてですね。これは一般から受け入れる、大学側の受け入れというのはすべて開放されているわけじゃないでしょうけれども、一定の条件がつくのかなと思えますけれども、そういう点では大学側の門戸を広げていくということは努力されているところですね。

そこで、市長にお伺いしたいのは、そういった関西大学との協力協定みたいな中身と、それと今回の自己啓発等々で職員に休業期間を与えるということについて、具体的な中身があれば示していただきたい。

もう一つ、総務部長のほうにお伺いしたいんですけども、3年間、いわば大学院なら大学院に入ったとしますね。そうしたら、その期間の退職年数の問題だとか共済保険等々の問題がありますね。そういう意味での優遇措置というのはおかしいですけども、行きやすいような条件整備というか、そういう点ではどういうふうと考えられておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

関西大学と自己啓発等休業に関する条例案の関係でありますけれども、あくまでも関西大学につきましては、市民と関西大学との交流に主眼を置いているという中身しております。したがって、この自己啓発条例につきましては、全く否定するわけではありませんけど、これはあくまでも職員でありますので、そういう意味で関西大学だけを特別視するということは念頭に置いておりません。ただ、結果的にここに行ったほうがいいたらうと、本人の希望もありますので、そういったことについては否定するものではありませんけど、現時点では明確に関連づけているということは特にございません。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、1点でございますけれども、休業期間の100分の50を勤務したものとみなして、復職時に号給調整を考えているところでございます。

それから、休業期間は退職手当の算定の基礎となる勤続期間には含めないということになっております。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第14．第53号議案 武雄市景観条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

第53号議案 武雄市景観条例について補足説明を申し上げます。

良好な景観形成を促進するための法律として、景観法が平成16年12月に一部施行され、翌17年6月に全面施行されておりますが、この景観法に関する事務を行うため、武雄市はことし7月26日に県知事の同意を得て、8月30日に景観行政団体になりました。

今後さらに、景観づくりを推進したいと考えております。このことから、本議案は景観法の施行に関し必要な事項及び本市の景観づくりに必要な事項を定める条例であります。

第1条、第2条及び第3条は、本条例の目的、用語の定義、良好な景観の形成に向けた基本理念を定めております。

第4条、第5条及び第6条は、良好な景観の形成に向けた市、市民、事業者おのこの責務と景観に対する意識の醸成を掲げております。

第7条及び第8条は、景観計画の策定に関する事項及び景観計画への適合について努力義

務を規定しています。

第9条は、景観計画重点区域の範囲と区域内における建築物等の高さ及び色彩、意匠等に関する事項を定めております。景観計画重点区域は、武雄市温泉通り周辺、御船山周辺、黒髪山周辺、武雄温泉保養村周辺の4地区を規定しております。これらの区域については、高さに関する基準を別表第1に定める高さとし、色彩の基準についても町並みの景観に調和した色彩及び意匠であることとしております。この景観計画重点区域は、景観づくりを推進する上で、本市の中でも特に重要な区域と考えております。

第10条は、景観法の規定による景観計画区域内において届出を要する条例で定める行為を規定しております。景観法においては、建築物や工作物の新築や改築については届出を要することと規定してありますが、その他の条例で定める届出を要する行為といたしまして、土地の形質の変更や物件の堆積などの行為を規定し、条例で定める届出事項としております。

第11条は、届出や勧告等の適用を除外する条例で、条例で規定する行為を定めております。景観法においては、通常の管理や軽易な行為、非常災害のための応急措置などについては、届出、勧告の適用除外とされておりますが、本条で規定いたします規模の小さな建築物、工作物、または開発行為についても届出の除外としております。

第12条は、勧告及び公表を行う場合の手續に関する事項を定めております。

第13条は、景観法第17条第1項の規定による特定届出対象行為を定めております。特定届出対象行為につきましては、景観計画に適合しない場合、設計の変更、その他必要な措置を命じることができることとなっておりまして、対象行為は建築物や工作物の新築や改築などであります。

第14条は、法の規定により建築物の新築等の届出の適用除外行為についても景観計画に適合させるように指導できる旨定めております。

第15条は、景観審議会の設置について定めております。職務としては、届出行為に関し、勧告または変更命令等を行う場合に意見を述べること。その他、景観づくりに関する事項とし、10人以内で2年任期としております。

第16条は、委任条項でございます。

附則で、施行日を平成20年4月1日としていますが、景観計画の策定に関する規定第7条、第9条第1項につきましては、公布の日から施行することとしております。また、景観審議会の委員を特別職に追加することとして、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましてもお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第53号議案に対する質疑を開始いたします。20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

1点ちょっとお尋ねをしたいんですけども、この9条の関係で景観重点区域ですね。これで、武雄温泉通り周辺ということで、高さを制限されているわけですよ、これ審議会に諮らずですよ。それで、高さが別表1、次に掲げる以下であるということで、例えば、温泉のところだけをちょっと私は聞いておるんですけども、温泉通り周辺は20メートル以下となっているわけですね。これは、これを決められた背景は恐らく、起点はどこかわかりませんけれども、どっかから見て、楼門と桜山がよく見えるような、そういうふうな背景でされたんじゃないかなと思いますけれども、それがどうなのか。それで、何でそこで20メートルになるのか。その2点です。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

温泉通り周辺の重点地区について、高さ20メートル以下にした根拠ということの御質問でございますが、がばい景観を考える会の中で、この高さについて審議してもらいました。その中で、どうしてもあの一帯は楼門、楼門を際立たせるためには余り周りに高い建物があったら目立たないというところから、審議会の中で20メートルにしよう。この審議会の中には、いろんな委員さんおられるわけですが、地元の方もおられます。その中で20メートルがいいという形で審議してもらいましたので、ここにその20メートルを入れたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

2点ほどお伺いしたいんですけども、1つは景観条例と私有財産、景観区域に入っている人たちの私有財産の活用が制限されるという点はどう整理されているのかという問題です。1つは、それが市民の目から見て、これはひどいと、高さにしても色にしましてもね、そういった意味では世論というか、その周辺の人を含めた、市民の合意を得られないという点では、その開発そのものが否定される。条例との関係はどうなんだろうかと。

周辺から見て、許される行為ではない。こういう点では景観条例というのはプラスになるんです、市民から見た場合にですね。ところが、本人から見た場合、私有財産の活用が制限されかねないという問題がありますので、どう整理されているのでしょうか。1つはそれです。

もう1つは、この4つの重点地域の中で、固定資産税が3年ごとに見直しされるんですけども、上がっている地域もありますね。そうすると、景観条例の枠の中に入った場合に、固定資産税の評価というのはどういうふうにされていくのか、そこら辺をどう整理されているのか、答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、1点目の個人の財産についての規制ということで、今質問がございましたが、これにつきましては、これは今回の景観条例は都市計画でいうところの地区計画と違まして、完全に私権を拘束するという条例ではございません。これは、皆さんの市民の方の協力を求めるという形での条例でございます。それで、個人の財産、権利を侵害するという条例ではないという認識をしております。

次に、2番目の固定資産税の関係ですが、固定資産の評価についてはちょっと私専門ではございませんが、今までのよその地区の例を申しますと、固定資産税の評価にはこの景観条例は評価の対象にはなっていないというふうに聞いております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私権の制限でありますけれども、これは基本的に私権を制限ということになります。というのは、やっぱり高さを何とかに下さいということでもありますので、これは制限以外の何者でもない。しかし、じゃあそれを制限に伴って、じゃあそれを守らなかったことによって何らかの罰則が、法的効果があるのか。これについては、先ほど部長が答弁したとおり、これはあくまでもいわゆる努力条例でありますので、これについて科すことはできないし、憲法上の財産の保有の自由からするとそれは認められない、私はそのように考えております。

いずれにしても、これ上位法が景観法でしかありませんので、景観法そのものが努力法でありますので、土地収用法とはちょっと違うという認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。私も建設委員会ではありませんので、お尋ねする機会がないと思いますので、この場で1点だけ。今、まちづくり部長がお答えになりました、地元の方も入った審議会ですのでという、審議会ですか（「がばい景観を考える会」と呼ぶ者あり）がばい景観を考える会だそうです。そういうことですが、この間、13番前田議員のほうからちょっと聞いたんですけれども、地元の方が20メートルにしてもらったら死活問題だということで、20メートルというのは何とか変えてもらえんかという要望があったと。片方は、地元の入ったんさ人でもう済みましたよと、片方は地元の方が陳情に来られたと、この辺の矛盾点等々がありますし、今、いみじくも市長が、これは法的な束縛はないのという話でありますので、お願いというよりも、これは恐らく建設委員会への付託になると思い

ますので、建設委員会でその辺のところを十二分に審議をしていただいて、武雄温泉通り周辺の今後のあり方というのを慎重にして、協議をしてもらいたいと思いますけれども、よろしく。（発言する者あり）そいけんがその仕方、慎重をお願いします。（発言する者あり）

今、そいけん地元は両方あるわけでしょう、ですね。景観を考える会はもうそいで納得したて、しかし、その辺におられる方はいんにゃそいじゃいかんと。そういうふうなすり合わせの仕方をどのように今後されるのか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

地元合意のとり方でありまして、片方で地元の説明は終わったということ。それともう一つが、地元の中でこれは死活問題だという話。これについては私のほうに両方とも入っております。そういった意味では、私は深く、これについては反省をしております。しっかり、やっぱり説明をし、納得していただけるかはちょっとそれはまた別の次元として、きちんともう少し丁寧な説明をすべきだったことは、説明責任を果たすべき役割の市役所としては、これは反省しなければいけないというふうに考えておりますので、御質問の今後、その合意形成に当たっては地元、これも幅広い、しかも、財産を保有している方々の気持ちをきちんとそんたくした上できちんと説明をしたい、このように考えております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

建設委員会でせろと言われるその建設委員でございますけれども、今のままではやっぱり建設委員会に持っていけないと思うんですね、だから、委員長手を挙げたと思うんですけど。というのは、20メートル問題が出た、景観法ですよ。しかし、それについて市長はもうちょっと考えんばいかんていう話をされたんですね、しかし、議案として出とるわけでしょう。だから、ああいう言葉を先に言われれば、恐らく委員長は「付託いいですか」というぎ、「いかん」と言いんさっと思っすね。だから、この場で聞きたいんですけどいいでしょうか、建設委員ですけど。

市長、先ほどこれは努力目標であって、景観法は案外弱いような言い方されたんですが、強いんですね、今度法律になったんですからね。今までの景観条例かれこれは、建築基準かれこれありましたので、それが優先しましたけど、これは景観法ですから対等ですよ。そうした場合、市が1つの目的を持ってやっているときに、これ景観法に触れるのが来たときに、いろんなものを市は許可しないと思うんですね。されないですかね、逆に。例えば20メートルを超える申請書が何か出た、武雄市に、例えば水道を引きたいというときに、いや景観法に触れると、この許可出せないとなるわけですね。だから、努力目標じゃないと思う。

そこはやっぱり景観法に対する考えはぴしっとしてもらいたいと、それ1つですね。

それと、この景観法ですけれども、ちょっと委員会で意見ば言われんけん、ここで言いますけれども、これ別表1で書いてあつたですね。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

静かにしてください。

29番（黒岩幸生君）（続）

別表1に書いとって、7ページですか、別表1の左の欄に掲げる景観計画重点地区でしょう。いつでも、ここだけ別表だけ変えれば、どこの地区でも勝手にできるということになりますね、これ部長さんに聞きましょうかね。だから、そういう意図があるのかということと、この別表見て、私非常に、今まで景観法について旧武雄市議員じゃなかったけんおくれてますけれども、御船山でしょう、黒髪でしょう、保養村でしょう、こういうところに大体景観をかけていくということは大体わかるとですね。その中に、今、同じ会派の松尾議員がおっしゃったですけど、武雄温泉通り周辺、これわざわざ楼門を守るためにされていると思うんですよ。しかし、武雄市の景観条例ですから、全体的に考えて、まず、大きいのをずっときて楼門だけじゃなし、例えば、北方も何か守るところあるかわからんですからね。

だから、さっき別表ってやつね、そこにどんどん加えていく考えなのか。余りにもこれは楼門を守るための手段にすぎないのじゃないかと、条例がですよ。だから、景観法そのものから考えていけば、もっと広かところ、八幡岳を守るとか、いろんなところあると思うんですよ。そこから入っていくべきだと思いますしね。じゃあ、別表に掲げていない川端通りはどうなのかとか、いろんな問題出てくるんですね。だから、景観法そのもの、そして、この別表を掲げられた意味をもう少し。これが入ってきますと、これだけで審議しますので、委員会で言えないですから、ここで聞くしかないですから、以上のことについてもう少し説明を、全体的な説明をしとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、景観法その縛り、あくまでも黒岩議員おっしゃったように、法律は同列です。同列ですが、さすれば制限をかけている、例えば土地収用法であるとか、道路法であるとか、そういった私権の制限まで踏み込んでいる法律と、同じ規制をかけるにしても、景観法というのはその縛りの度合いの強弱がございます。あくまでも、黒岩議員おっしゃるように、法律としては同列ですが、その縛りの強弱については景観法はあくまでも土地収用法と比べると私はちょっと弱いんではないかと、条文読む限りですね。したがって、そういう意味で、私はあくまでも努力法だというふうに申し上げた次第であります。立脚点は同じだというふうに認識をしております。

もう1つ、ちょっと私のほうから別表のほうはお答えさせていただきますけれども、基本的に別表については、まずその名称については、もともと私の具約のところでは4つのうちの3つが入っておりました。これは具約でございます、市長としての公約でございますので、これは景観に入れている最重点地区ということで、まずそれがたたき台になったというふうに認識をしております。

その上で、先ほど山口議員から御質問のありました、がばい景観を考える会について、そこで議論をした結果、プラス保養村がそこに入ってきたという認識をしております。その景観の素案づくりに当たっては、そのがばい景観を考える会の案をたたき台として、この条例案がなっているというふうに思っております。そういう意味で、これはたたき台にしかすぎませんので、ここから先はちょっと見解が異なるかもしれませんが、あくまでも私どもといたしましては条例案を出しているところでございます。したがって、黒岩議員がおっしゃるような、例えば、北方町にもあるだろうということ。これは本当に適切なのかといったことについては、もう私どもといたしましては、説明不足というのは十分認めますけれども、あくまでももう議会に上程させていただいているところでありますので、それは御議論を賜れば、高さ制限も含めて賜ればありがたいというふうに思っております。

先ほど私が申し上げたのは、議会に上程する前に地元の皆さんたちに広範な十分な議論ができなかったということに関しておわびを申し上げた次第でございますので、今、私としてはそのように考えております。

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

この景観条例でお尋ねをいたします。

今、先ほど来、たくさんの方が質問をされて、それぞれにお答えをいただいております。その中で、この基本理念から始まって、この市の責務などにおきましては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講じるように努めなければならないというふうな項目もあり、また、適切な情報を提供、意識の啓発、普及などという文言もあります。このことに対して、果たしてどういうふうな方法で、この条例をどういうふうな方法で普及 普及といいますが、情報提供がされたのか。

それと、次に市民の責務、事業者の責務とあります。施策に協力をしなければならない、施策に協力をしなければならない。ねばならない、ねばならないの羅列であります。確かに、縛りはないということもおっしゃいましたけど、これを見れば、すべてについて協力をしなければ、果たしてどういうことが待っているのかということについてもお尋ねをします。

それから、景観計画の重点地域等につきましては、今御説明があっただけかと思いますが、あたかもピンポイントをするような攻撃をされていたということに対して、もう一度お話を

お聞かせください。

それから次に、景観条例の上位法に景観法というものがある。だから、制限をするものではないというふうな表現でありましたし、それによって罰せられることはない。もちろん、景観条例では勧告及び公表という形になっていますが、果たして、この条例文ほとんど見ておりまして、法第16条何項に規定する、法第16条7項に規定するなどなど、やはり景観法というものが、この条例の中にはしっかりとかぶさっている。そうなったときに、景観法に罰則規定はないのか。先ほどはないとおっしゃいました。もう一度確認をします。

それと、もうついでにしっかり聞きます。これらのことを審議するのが景観審議会ということであります。先ほど来、市長さんは地元の意見を聞くのがまだまだ足らなかったというふうな表現もされておりますが、この景観審議会の10名の中に、果たしてその重点地域と目されているところの景観について意見を申すことができる学識経験者ですとか、市民団体代表者がそれぞれに入れるのか。4点の地区があります。その4点ともそれぞれに違ったメンバーなのか。その1つの審議会の中で、4点のこの周辺等の計画を審議していただくというのであれば、それぞれに、それぞれの地区の方たちの意見を反映するためには、特に、そういう方たちの参加が求められると思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

ちょっと条文の順番で御質問いただきましたので、条文に沿ってお答えしたいと思います。

まず、第4条のこの市の責務であります。これについては、今までどのような方法をとってきたかといったことについては、私が先ほど率直に反省の弁を述べたとおりでありますので、今後のことに関して言いますと、いろんな例えば市報であったり、あるいはホームページであったり、あるいは説明会であったり、そういったことはきちんとやらなければいけないというふうに考えております。これは今後のことでございます。これが第4条。

次の第5条の市民の責務であります。あくまでも景観法に景観は財産であると、ちょっと正確な文言は後でもし修正があったら行いますけれども、景観は財産であるといったことについては、これはだれの財産かということになると、公の財産という規定になっております。したがって、市民、あるいは一個人としても、その公の財産を守る、あるいは維持、発展するために、何らかの努力をしなければいけないといったことになろうかというふうに思っております。公の利益でございます。そういう意味で、公の利益の前に個々の利益というのは一定の協力、あるいは努力をしなければいけないということになろうかというふうに思っております。これが市民の責務だというふうに考えております。

じゃあ、第9条のこれはピンポイント攻撃ではないのかという御質問に至りましては、これは別に決め打ちして、ここが悪いからどうこうではなくて、あくまでもここは特に、この

4 地域は特に景観としては財産の重要度が高いといったことから、あえて景観の計画重点区域として上げておる次第であります。何も否定的に考えるのではなくて、さらに守らなければいけないといった観点からこれを上げておりますので、このような記載をしているところでもあります。ただ、これが本当に景観の計画の区域として妥当かどうか、適切かどうか等々については、これは御議論を賜ればありがたいというふうに思っております。あくまでも上程しておりますので、御議論を賜りたいというふうに思っております。

景観審議会、これ第15条の第3項の景観審議会の委員10人以内でございます。これについては、まだこの条例そのものが通っておりませんので、ここで私がどうこう言うっていうことについては、それは議会のその審議権の妨げになろうかと思っておりますので、あえて一言だけ申し上げますと、基本的にこの委員の持ち方というのは、もしその4者が定数の関係で入らないにしても、例えば、この審議会を開くときに説明員として呼ぶということ。あるいは審議会の、一部入らない場合ですね、全部入らないかどうかは別にして、入らないにしても、そういった形できちんとそれは呼ぼうというふうに思っております。そういった意味では、この景観審議会オープンにもいたしますし、もちろん、傍聴は可能というふうに、オープンな審議会にいたしますし、そういった形でそれはぜひ呼んで御意見を賜ろうと。その中で、委員に4者が入るかどうか等々については、全員入るとするのはちょっと、10人以内という制限がございますので、これについては今の段階ではちょっと申し添えることはできないということが、今の私の考え方でございます。

最後になりますけれども、景観法には確かに罰則がございます。1年以下の懲役または500千円以下の罰金であるとか。これについては、特定届出対象行為ということで、極めて厳しい制限をかけたところの対象行為で、原状回復命令に違反した場合、これについてはこういったことになっております。罰則がレベルに応じて種々ありますけれども、これについて、その景観条例に、今も書き込んでおりませんが、書き込むことは法務省の見解ではできませんので、これについては景観法にそこはもう載っていると。法律は通っておりますので、法律のことをもし違反した場合、違反した場合は景観法にのっとられると。しかし、この景観条例でもしこれに例えば、これに違反しているんでしょうといったときに、罰金等があるか、それについてはありませんので、あくまでも景観法の枠内の景観条例でありますので、そういったことを考えております。したがって、種々御指摘等ございますけれども、そのように考えております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

1点だけですけれども、今の市長の答弁で、要するに上位法で罰則規定等があると。市の条例にはそれはないと。しかし、問題は少なくとも景観法の趣旨に沿ったことに対して、

いわばいささかでも阻害する状況が出てくると仮になれば、やっぱり法の適用は上位法の精神を尊重せないかんわけですから、市の条例そのものに罰則規定はなくとも、告発とか、そういう状況をとらざるを得ない場合も出てくるわけですけども、その都度、市はそれを議会に諮ってから、じゃあ告発するとか、そういうことになるのかどうか。そこらの問題がいわば条例の制定上、読んでみて不明確のような感じがするわけですよ。その点についてはどういうふうに、どこで考えたらいいんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

以前の行政官のときを思い、ほうふつしながらの御答弁をさせていただきます。

まず、この景観法の罰則規定でありますけど、これちょっと後でお配りはさせていただきたいと思っておりますけれども、あくまでも、もうこれは普通ちょっとあり得ないだろうと思えることのものについて、罰則規定がついておりますので、およそ見ていると、これはあり得ないだろうといったこと。だから、これは景観法が仮になくても、ほかの法律で、例えば道路交通法であるとか、そういったことで多分罰則があるというぐらいのレベルの罰則となっております。したがって、例えば、1年以下の懲役または500千円以下の罰金って、これ一番重うございますけれども、これも原状回復命令に違反した場合と、しかも、その特定届出対象行為でというふうにありますので、基本的にこれはあり得ない世界だというふうに思っております。あえてこれは書いた、いわゆるあえて罰則だというふうに理解をしております。さすれば、条例との関係についていかがかといったことに関し、それは議会との関係について御質問いただきましたので、あくまでもこの罰則については、私どもが罰則を科せられるものではございません。あくまでも景観法のそれぞれの所管、省庁について、最終的には法務省になりますけれども、そこが罰則を決めるということに相なります。したがって、私ども、あるいはそれについて私どもが告発する等々については、法律の枠組み、条例の枠組みではそれはあり得ません。国があくまでも、あるいは県て言いかえてもいいかもしれませんが、上位官庁がこれを見たときに、そういうふうに判断をするということになりまして、そういった意味からすると、議会の関与、あるいは市役所としての行政の関与ということについて罰則規定では特にありませんので、告発等をするのは権限上ないというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の答弁で、要するに、市の段階で告発をしたり何かするというふうなことまでの想定はしていないと、想定とはあれですね。考えられることは考えられるでしょうけれども、そこ

までは想定していないということですがけれども、じゃあ、武雄の議会でこういう論議がありました。

いわゆる大規模店、大店法ですね。あの規定が県でできる前ですよ、できる前に、とにかく武雄の中小商店街を守ろうということで、ある一定期間だけ大型店の進出を待ってほしいという条例ができたんです、武雄市独自の条例です。

そのときに、罰則の規定はもちろんできないもんですから、そういうふうな条例を、今の景観条例みたいなものを、そういう立場を変えたものをつくったわけですよ、法律上。市民の希望的な意味をする条例。要するに、商店街を守るためという、そういう意思をあらわすための条例をつくったわけですよ。ところが、県が条例をつくって、上位法が逆に後でできたわけですから、そのときは県はもう罰則を科した条例をつくったわけですよ。そのときに、そして、上に上位法で罰則を決めたから、じゃあ、武雄市がつくった条例は幻の条例みたいになって使わなくて、要するに県の条例に移行した形で、今で言うと、日祐とか、そういうものができたという経過があるわけですよ。ですから問題は、そういうことですので、条例の場合の罰則適用の問題については、じゃあ県の条例とか、あるいは国の法律がそういう規定をしたときには、それに対してどう連動するかということとは法律上、条例をつくるときにしなきゃいかんかったのかどうかということまで、ちょっとそのときに論議があったもんですから、今の場合はいいのかということをお尋ねしておるわけです。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

あくまでも、国が決めるその罰則について、私どもとしてはそういう手続等を定めている手続条例はありませんので、そういった観点からするとつながっていると、その罰則についてつながっているという理解はしておりませんし、条例上もそういう仕組みになっておりません。

議長（杉原豊喜君）

28番富永議員

28番（富永起雄君）〔登壇〕

済みません。私、初歩でちょっとわからんところあるんですよ。条例いろんなことを今、説明聞いて、いいほう、悪いほうとなかなか判定を私ちょっと決めえんばってん。

まず、私が一番気になるのは、温泉通りの20メートルということが私も都計審の一員で議論をいたしました。そのときは、罰則とかいろんなことは余りはっきり聞きませんでしたけど、柔軟に対応して、今の既存の20メートルはどのくらいかなということ、私も随分見て歩きましたけど、大体7階建てぐらいが20メートルぐらいじゃないかなと。温泉通りで、目安になる建物、武雄温泉楼門が10メートル程度とか、あるいは20メートルあるわけなかなですよ

ね。ということで、もう少し目安になる基準点をちょっと私もわかりませんので、どの辺が基準になるのかなと、はっきりいたしませんから、まず、その基準を教えて、どのくらいの高さかなと、ちょっと教えてもらいたいと思います。春慶屋の高さがどのくらいだと、楼門は幾らと、東洋館は幾らと、そしたら、ああこのくらいの高さばいとわかりますから、後日でもいいですよ、建設委員会のほうに提出されてもいいですよ、今わかれば教えてください。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今、温泉通り周辺で20メートルを超える建物というのは4軒があったと思います。ただ、そこが何メートルあるかというのはちょっと今、把握しておりませんので、後で御報告したいと思います。

議長（杉原豊喜君）

16番樋渡議員

16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

これは、建設常任委員会で慎重に審議をしてくれということです。私、確認をしたいと思っています。これは、市長が制限はかかると、でも、規制ではないと言われます。そして、これは努力目標であってたたき台であると、条例案であるからということです。でも、条例案が通って定めたら条例になるということです。罰則も出てくるでしょう、多分。罰則はあるということですけど。（発言する者あり）罰則に行く手前、たたき台ですから、罰則はあっても、例えば、確認申請出すでしょう、建築確認ですね。そのときに22メートルとなったと、そういうときには罰則は適用されんわけですね。当然、でけんわけやけんですね。20メートル以上のとは建てられんごとなあけんですね。これはほんに緩やかなごたあばってんですね、柔軟性がありますということですけど、

〔発言取り消し〕

ここでちょっと確認をしておきます。本当に制限とか、規制とか、やっぱり条例案であったら、定めたら条例になるという、その辺を確認しておきたいと思います。

〔29番「議長、議事進行について」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

今の、常任委員長の言葉とは思えないような発言ですよ。1円でも1億円でも条例は条例、議案は議案でしょう。

お答えください。

議長（杉原豊喜君）

ここで1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 11時58分
再 開 13時21分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

16番議員より発言の取り消しの要請がっておりますので、これを許可します。16番樋渡議員

16番（樋渡博徳君）〔登壇〕

先ほど、私の質疑の中で、〔発言取り消し〕をいたしました。不適切でありましたので、その分について削除をさせていただきたいと思っております。

大変御迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

質疑を続行します。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑をしたいと思っております。

景観条例自体をですね、私もそういうのがあればいいなというふうにはずうっと思っていました。ただこれが、もうこういう話は昔から努力目標とかということではずうっとあったわけで、慎重にやらんといかんというのが大前提だなというふうにも思っていました。

それで、まず最初に慎重じゃないなというふうに思ったのが、市長が武雄市の観光看板をいきなり4基外したと。そしたら、これがどういうふうに整理されてしてあるのかなというのを前からずうっと疑問にも思っていたこともありますし、ある意味では先行的に取り外すということだから、ああ、私と同じように北方のほうから入ってきたときに御船山が見えると。そこで、やっぱりその辺の景観が大切だなと、それを先行してあるのかなというふうに思っていました。看板がなくなっていくんだっいたらいいのかなと思いましたが、この地域の範囲を明確にしてあるのかなと思ったら、これは景観審議会の中で地区を決めるところで、温泉通りの地区は大体どのくらいですかと言うたら温泉の通りくらいと、こう言われたわけですよ。あらと、そこでちょっとふと驚いたわけですよ。

そいけん、私の考える御船山の景観というのは、すぐ御船山の近辺じゃないんですよ、市長の言われように。遠くから見て御船山が全体で見えるところが私の中では景観区域なんです。だから、今度の看板が外されたのも、まあ少しは意味があるかなと思っているんですけども、そういう範囲というのを景観審議会の人、例えば、私とか市長が考えるように、御船山を見るためには広く、遠くの辺から見た目で区域なのか、いや、すぐにも武雄神社近辺くらいが区域なんです。もう区域での説明されたと言われたからですね。そういうふうになると、委員さんの考え次第で、こう大きく変わってくるわけなんです。それは議会も通らなくていいわけでしょう、そこは審議会が決定するんだから。その辺について

どういふふうになっているか、お聞きします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

私は宮本議員とは意見が異なりますので、同じではございません。

まず、この地区でありますけれども、ここの範囲のところに、例えば武雄温泉、御船山周辺のところには武雄市大字武雄の一部で景観計画に定める区域とありますので、条例で大きな範囲、枠はあります。その中で景観審議会の皆さんたちが決めるということになりますので、あたかもそこで枠がないままに決めるという話ではありません。

それと、先ほど話が出ましたように、遠くから見るものについては別途また屋外物広告条例になりますので、それはそのときの議論になろうかと思えます。これは、あくまでも景観を保全しなければいけない地区を示しているのであって、遠景の部分については、また別途御議論を賜ると。これについては議会でもまた十分な御審議をいただくことになろうかと思えます。

いずれにしても、ここでも枠は武雄市武雄町大字武雄の一部で景観計画に定める区域とありますので、これはどこを起点にしているかということに関して言うと、また審議の際にきちんとして申し上げたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

これは武雄区の一部だったらそれはわかりますよね。大字武雄の一部と。大字武雄は物すごくでかいんじゃないですか、富岡と昭和とぐらいいいかな4つの中でも大きいほうですよ。だから、ある程度わかっていると。それはわかっていないんじゃないですかね。

それで、別途遠距離については決めると。遠距離も看板だけじゃないですよ。京都なんかは大文字の送り火が見えなくならないようにそれまでの建物の高さも制限してありますよね。だから、看板だけの問題じゃないような気もしますけども。

議長（杉原豊喜君）

執行部答弁は。（「看板だけじゃないということ、遠距離について」と呼ぶ者あり）樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

そこは宮本議員と考えは一緒ですね。いずれにしても、条例が定める射程範囲ということ考えた場合に、何でもかんでもそこに、議論にのせるというのは条例の中ではそれは不可能です。どんな条例を盾にしても不可能ですので、いずれにしても、私が申し上げたのは、

例えば、看板のときは屋外物広告条例という手段があると。これについて先ほどおっしゃったことについては、別途景観計画の中できちんと定めるべき話だということで、なぜ条例にあえて景観最重点地区、あるいは高さ制限のことを記載しているかと申し上げますと、これはあくまでも今度の景観条例の、いわばわかりやすく言うならば目玉であるのと同時に、私権の制限が加わるといったことに関して、それは条例で特出しで入れております。したがって、先ほどあったような、ここから例えば御船山とかということに関して言うと、それは景観計画でまた審議はされる話であろうかというふうに思っております。

これについてはもちろん景観計画でされる話でありますので、議会で議論をしなければいけない罰則規定等々については、そこではならないというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

お尋ねします。

今、宮本議員とちょっと関連しますが、それじゃ、景観計画のその区域、区域というのはどこを指すのか。今の4点は最重要、重点区域ということではありますが、その区域はどこを指すのか、お尋ねをします。

それと、私も建設委員会でありませんので、このことについてはいろいろ聞く場がもうなくなってきました。ですから、それはもうほとんどの議員も同じことでもあります。この場しかないわけです。となると、あと1日、2日ないし3日程度の常任委員会の中で話し合いされて決まれば、結局、もうこの条例は通ってしまうということになってしまうわけです。となれば、今ずうっとされている景観計画とか景観審議会の内容等についてもここでしかお尋ねすることができないので、お尋ねをしているというところでもあります。

本心から言えば全体でこういう問題は話し合うべきだと私は考えますし、また、まちづくりの特別委員会の委員でもあります。これはまちづくりの根幹たるものを揺るがしかねないことでもあろうかと思えますし、産業、また経済という面からしてもこの問題はそこでも語るべきだと思う。ならば、全体で当然審議すべきだと思うということを言っておきます。

それとその次に、高さのことは言うなということですから言わんつもりでございましたが、もうこれが出ていますので申し上げます。この高さの20メートル、30メートル、10メートル、20メートル、もしその根拠というものを先ほど来の質問の中で御説明されたのであれば、私はもう1時間もたてば忘れますので、もう一度確認をさせてください、その根拠というものをです。はい、よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、景観計画に関して申し上げますと、これはあくまでも条例に基づく計画でありますので、条例が施行され、公布をされた後に実際の景観計画を案としてつくることとなります。これについては段取りがありますので、今我々が景観計画はこういうものであらうといったことについては、なかなかそれはその景観条例が通った後に考える話ですので、景観審議会の皆さんたちが考えられる。しかしながら、ただ、たたき台というのは、がばい景観審議会等でもありますので、これが最初のたたき台になるということは申し上げたいというふうに思っております。

2点目の、何を基準にしたのかと。30メートルとか20メートル、10メートルございますけれど、これについてはなぜ28メートルじゃいけないのか等々の議論にもなりますので、これは、がばい景観を考える会の議論の中で、ここは主に30メートルがいいでしょう、20メートルがいいでしょう、10メートルがいいでしょうという素案が来て、それをたたき台として今回の条例案の中に記載をしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）〔登壇〕

何度も済みません。であるならば、がばい景観を考える会で20メートル、10メートルというのを協議されて素案として出された。その素案のもととなった根拠は、それじゃあ何なんですかということであります。

これは、20メートルという高さというものが、あの地域一体では、要するに建ぺい率とか、そういったもんからちゃんとした数字的な根拠があって、そこを上限というふうに定められたのかということであります。そのこと。

それと、この条例としてこれが通ってしまえば、先ほど市長も言われたように、景観計画とかなんかずうっとそういったものが、案があるわけですから、現実には条例ができて、それから計画、計画審議とかそういった形になるべき。それからするべきだけれども、余りにもスピーディー過ぎて、これがもうあるわけですから。実際、これもあるいろんな地域で説明をされているようですので、物すごくそこに不安を感じるので、そこんところの根拠をお願いします。

それから、この条文を見ておりましたも、なかなか今言う高さの制限だとかいろんな縛り、また、そういったものがあるときに、法律の条例の中から、何とかな、こがんすっぎこがんなってこがんなってこがんなとよと、早い話がそういうことですけど、フローチャートのなものが資料として渡されないか、もしあればということも含めてお尋ねします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

がばい景観を考える会での決定、審議の過程の高さはどうやったということですが、まず、温泉通りのところにつきましては、温泉通りかいわいが範囲が狭いわけですね。今原課として考えているたたき台というところでは素案の素案ですけど、大体道路から50メートル程度両サイドを考えているわけですが、範囲が狭いこと、あるいは桜山とか蓬萊山、これが高さ的にも低いわけですね。ですから、そこら辺で桜山とか蓬萊山とかもせいぜい100メートル程度ぐらいしかないもんですから、あんまり建物を高くしたらどうしても空間を阻害するところから、20メートル程度でどがんやろうかということになったわけです。

それから、御船山周辺につきましては、御船山の高さが200メートルということで、桜山とか蓬萊山と比べたら高いわけですね。そういうことから恐らく30メートルあれば影響があるということはないだろうという審議がなされた。

それで、黒髪山周辺につきましては、大体周りが田園、そういうところで低層建築物が多いもんですから10メートルにした。

それで、保養村周辺につきましては、池ノ内ため池の周辺に開発型の空間として整備されてきたわけですが、宇宙科学館もありますので、中層系の建物までを建てられるような形で規制したらどうだろうかという形での20メートルになったというところでございます。これが、がばい景観を考える会での審議内容でございました。

それから、フローチャートということで、フローチャート的なものが欲しいということでありますので、それはここにつくっておりますので、お渡ししたいと思います。（発言する者あり）はい、議員皆さん全員に出したいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

景観条例がスピーディー過ぎるのではないかという御質問かと思えますけれども、基本的に説明の仕方については率直におわびをしたところであります。

ただ、この手続がスピーディーかと言ったら私はそこは違います。というのも普通一般的にこういった条例を立てるときというのは、およそたたき台なるものがまずあって、その中でこれは条例に載せなければいけないでしょうということをきちんと書くと。それに踏まえてそこでまたきちんとした計画をつくりなさい。この場合は景観計画になりますけれども、それは民意にのっとってその審議会で決めなさいといったことが条例にあって、それが可決されると、それにのっとってきちんと景観計画をつくるという段取りになります。

さすれば、じゃあ、議会の意見というのはそこにどう反映するか。これは今回の場合はちょっとまだともかくとして、一般的には議会の議事録等々については、審議会では必ず聞かれます。どういうことが議会で出たのかといったことについては、これは一定の拘束力がありますので、そういった意味で、私は議会でこういった質問があるか、あるいはどういう御

意見があるかというのは、そこで景観審議会の中の一つの判断要素として入っていくというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

1点だけお尋ねをしたいと思います。

今、審議をずうっと聞いておって、がばい景観を考える会、このメンバーはだれとだれとだれで、何回ぐらい会議をしたのか。相当この条例づくりに関与されているようですからお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

回数は6回開催しております。その中でメンバーとしましては、佐賀大学の先生、それから公募を3人入れております。そのほかに佐賀県の屋外広告物審議会専門部会の委員さん、佐賀県建築士会武雄支部から代表者を出してもらっていると、それから佐賀県屋外広告美術協同組合の代表者、それから武雄商工会議所の代表者、山内町商工会、北方町商工会の代表者、それから武雄市観光協会の代表者、それから社団法人日本旅行業協会九州支部佐賀地区会の代表者、それから国土交通省、佐賀県からおのこの代表者に出てもらっております。

議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

お尋ねをいたします。事務手続なことでお尋ねをしたいと思います。

もしこの条例が通ればいろいろ規則等が肉づけをされると思いますが、今、建築確認というふうなことで県のほうに確認申請を出さなきゃいかんというのが建築、まず家を建てる時そういうふうなもんがありますけれども、都市計画内では当然必要でございます。また、特建等では全部必要でございます。そんな中で事前調査ですかね、市のほうに確認調書というのを出して、それを添付して土木事務所が建築は受け付けていただきます。そういうふうなところで、大体建築確認は以前は21日というふうなことで審査の日が決まっておりました。それが今回の法令改正、いろんな建築問題がございまして、審査の期間が長くなって90日ぐらいになったのかな、いろいろ長くなりました。そういうふうなことで非常に期間も決められております。この申請をもし提出した場合、審査日程を何日間か、市がお預かりしますよというのを決められるのか、決められないのか、まずお尋ねをいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

この景観条例に対する届け出、これは出されてから30日以内に回答をするというふうに決めております。

議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

届け出を出して30日預かりということですが、建築確認はこの前変更になるまでは21日で確認はおりておりました。その前に市として3日間くらい預かっていただいて調査が済んで、大体公的な手続きにかかってから1カ月で確認がおりてきておりました。しかし、今、法令改正になりましてちょっと審査が厳しくなりまして60日ないし90日近くかかっております。そういうことで建築確認が非常に全国的に出されるのがおくれ、建築がなされないというふうなことで、以前の50%ぐらいにとどまっているというふうな状況でございます。そういうふうな中で、やはりこれが30日も日にちがかかっているとちょっと困るのではないかなというふうなことで考えるわけでございます。

これは市のほうが審査のオーケーを出してから土木事務所の受け付けになるのかどうか。というのが、今土木事務所は審査が厳しくなって計画変更というのができなくなったわけですよ。以前はある程度のところはよかったですけど。これが20メートル以上の、例えば設計になっておって通ればよかったです。通らんぎ20メートルに絶対変えんばいかんとなっぎ構造変更からせにゃいかんわけですよ。そうなるともた出し直しになります。そしたら確認申請を出した申請料もこんだけに、20メートルの高さとなるとかなりの金額になります。それがまた出し直しというのは今まで一遍出しておけば訂正か何かで済みよりましたけども、今からはもうそれがだめですので、また新たに申請をし直さにゃいかん、そういうことがございます。そういうふうなことで、これはしっかり検討をしていただかにゃいかんと思います。

そういうふうなことで、それが並行して、もし確認は別個に今までどおり1週間の審査で確認が上がってきよった。途中でこれは通りませんよと言うたときに計画変更をせにゃいかんから、やはりこれは事前に出すものだろうと思います。そして、これで審査が通ったら確認、土木事務所に行くべきものじゃないかなというふうに思うわけでございます。

そういうふうなことでかなりお客さんにも、お客さんというか、建築主の方にもそういうふうなところでは非常に煩わしいところが出てくるんじゃないかなと思うわけですよ。

色とかなんとかは建築しながらでも変えられると思います。しかし、やっぱりこの構造、高さというのは途中で変えられないというのがありますので、その辺、30日というのはちょっと長過ぎるのではないかなと思うわけでございますけども、その辺の意見をお聞かせください。

〔13番「議長、議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

13番前田議員

13番（前田法弘君）

先ほど質問した際に、フローチャートのようなものがありますか。できれば今のうちに配っていただけませんか。議長取り計らいをお願いします。こういったもんは現実に武雄の観光看板ですら佐賀市周辺では建てられないという状況にもなっていますし、今、末藤議員が質問されたスパンの問題も含めて、チャートみたいなものがあればより理解できると思いますので、取り計らいよろしくをお願いします。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休	憩	13時47分
再	開	13時49分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

執行部の答弁を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

日数の30日以内ということですが、この景観条例で一番もとになるのが高さで意匠なんです。それで、高さが景観計画で決まった高さよりも高いとか、あるいは意匠的にちょっと奇抜だという場合は、正式な図面をつくられる前に、エスキスの段階でも結構ですから、うちのほうにお知らせしてもらったら、すぐ手続は早いんじゃないかと。それで、通常の場合はそういうことはないと思いますので、1週間もかからんでうちは通過するということでございます。

議長（杉原豊喜君）

5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

景観条例との関連で、先ほど市長答弁で、景観計画は条例成立後、条例ができてから計画案を具体化するものであり、素案を示したということでした。実は、ことしの8月の全協の中で、8月21日、景観計画案及び屋外広告物関係ということで資料が出たですね。8月21日に出ています。この中で9月3日の全協の中で説明種々がありました。先ほど言いましたように、条例の後にこの武雄市景観計画案が出たらいいですけども、先に出ているもので、実はこの景観計画案がどうしても先に、この間資料を見てきたわけですね。景観計画の位置づけとかあります。当然、この中には都市計画法とか建築基準法とか屋外広告物法等々の法のかかわりもあるということをおの中に書かれてあるわけです。景観計画の位置づけということで、資料の2ページに。

そういう意味では、この武雄市景観計画案というのが事前に出た経緯と、改めて今後この案をどこでどういうふうに審議するのかをお尋ねいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

あくまでも景観計画は名称がちょっと、これは意匠ですので、誤解を招いたのかなということは思っておりますけれども、まず、武雄の景観をこうしようというランドデザインですよね、全体のデザイン。これは市役所だけで決められませんので、がばい景観を考える会でその素案が、案ができた。先ほど前田議員にはお答えしましたけれども、その中でこれは条例で決めなければいけないもの、条例もあくまでも道具でありますので、条例で決めなければいけないものを特出ししてこちらのほうに記載をしているということになります。だから、その中で例えて言うと、主には高さであります。あるいは区域であったりするわけです。これをもとにしてこれが可決をされるということになると、次に本物の真の景観計画というのは条例に基づいてつくらなければならないということになります。これについては、先ほど申し上げたとおり、議会の意見等を踏まえて景観審議会で景観計画をつくって、これが景観計画になります。

したがって、名称の問題はともかくとして、我々としては、まず条例をどんと出すわけではなくて、説明の仕方はそこがあったというのは認めつつも、最初こういうふうにしたと、やりたいということ、それが第1段階。第2段階で次にこういったことは条例でしなければいけない。条例で書かなきゃいけないのは条例でこういうふうな上程をさしていただいて、その条例を可決していただいた後に景観計画というふうになりますので、景観計画ができた時点で、がばい景観を考える会のその計画の素案というはもうなくなって、こちらの景観計画、条例に基づく景観計画というふうになろうかというふうに理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

12番末藤議員

12番（末藤正幸君）〔登壇〕

今、答弁で設計の素案の段階で提出してくれということですが、これに対して規則で決められると思いますが、要求図面等とかそういう書き込みの書類、そういうふうなのはどういうふうなのを表現せにやいかんか。図面を一遍書けばそれなりの経費がかかるわけですよね。それをこれじゃいかんと言われたときにフリーハンドぐらい、ぱっぱっとメモぐらいでいいのか、きちっとしたそれなりの図面を提出せにやいかんのか、そういう要求図面、平面図、高さの姿図、いろいろあります。内容を示すために高さ幾らですよ、平面はどうなりますよ、面積がだから何平米ですよと、そういう証明する、またフィードバックをせにやいかん、幾ら控えてください。道路ら辺から控えてくださいというのがありますので、当然

配置図も書かにゃいかん。そういうふうなことで設計者の方は経費がかかると思います。そういうふうなところでどこまでの図面が要求されるのか。やはりそれで変更せにゃいかんというのはかなりのお客さんもというか、施主さんも負担が強いられると思います。そういうふうなことで、その辺をきっちり説明をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今の御質問ですが、要求する図面については規則で定めるということで、まだはっきり決まったわけございませんが、この景観条例というのは意匠的なものを重く見たいということでございます。ですから、構造図を必要とするとか、あるいは平面図を必要とするということじゃなくて、姿図が一番重要になってくると。規則の段階じゃそこら辺を考えながら規則をつくっていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

21番吉原議員

21番（吉原武藤君）〔登壇〕

簡単な質問でございますけれども、今資料をいただきましたけれども、ここの資料の一番下に罰則で書いてあります。この罰則というのはどういうものか、ちょっと説明していただきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

罰則につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、1年以下の懲役、または500千円以下の罰金とかいろいろありますが、これは主に色に対する罰則でございますので、そこで奇抜な色、どきっとするような色、そういうことがない限りはこの罰則は大体適用されないという形になります。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

3回ということですから、10項目にわたって最後の質問をとということになりますけども、皆さんしてありますので、1つだけ聞きます。

意匠というのはようわからんわけですよ。意匠、意匠とさっきから出ていますけど、意匠というのは色、形だけが意匠ですか。

ちょっと気になるのは、例えば、御船山の景観を維持するという場合、見る角度によっては随分違うわけですよ。一番、御船山の景観を阻害しているのは国土交通省の物見やぐら、

あれ何ですか、信号塔みたいなのがあるじゃないですか、あれなんですよ。それは意匠の、いわゆる何ていうですかね、排除すべき範囲に入るかどうか、そういうふうな形式ば私は言いよっですよ。意匠ということであればそういうふうな見る角度によって全然、だめなものがあるわけですよ。その点についてちょっとお尋ねしたいと思います、審議の中で必要ですから。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

意匠というのは、一言で言って外から見た感じ、デザインでございます。ですから、今議員がおっしゃられたアンテナですか、あれも意匠の部類に入ると思いますが、今度の条例で求めているというものは、アンテナみたいなものまではちょっと要求できないんじゃないだろうかと思います。これは建物の、景観じゃなくて必要な施設だということになると思います。ですから、出てきた場合にそこでもうちょっとこういうふうにしてもらえんじやるかという相談という形になると思います。

〔29番「議長、議事進行について」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

今、大事な付託前の審議ですよ。これに一貫性がなかったら付託できないですよ、そんな問題があったら。そういうことがありますから、執行部はちゃんと一貫性持ってぴしっと言わんぎ、あやふやだったらとてもじゃないけど、受けられませんよ。そういう動議を出しますよ、議長が付託するときそれはちゃんと質疑のところですから、そこをちゃんと自分の提案理由の一貫性がなかったら受け取れませんので、十二分考えて説明してくださいね。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

執行部にお願いいたします。的確なる答弁をお願いします。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

条例上の意匠というのは法令用語で、この場合は景観法、あるいは景観条例でいうところの高さと色であります、意匠というのは。したがって、これは奇抜な意匠であるといったことに関しても、それは景観条例の中では色と高さになります。その上で、じゃあ、先ほどのちょっと、私は済みません、把握しておらんかったのですが、物見やぐらでしょうか、アンテナでしょうか、これについて、じゃあ、景観条例の範囲に入るかといったことについては、それは置かれたものが公のものであるといったことについては、公の財産というのはこの景観条例を優先するという事に相なります。これは一般的な法規則でそのようになりますの

で、それは意匠の問題をある意味で飛び越えた話になりますので、ただこれについて、我々は景観計画を持つ立場、あるいは持つ立場からこれはこういうふうなデザインにしてほしいと、そういった強制力のない形で申し出ることは国交省に対しては可能かと、かように考えております。

〔30番「議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

30番 谷口議員

30番（谷口攝久君）

実はですよ、今の市長の説明はよくわかりました。

ただ、部長の説明の中で、いわゆる鉄塔とかそういうものも意匠の範囲に入ると私は思うんですよ。ただ、問題は公の施設であれば、なお一番先に景観を大事にせにゃいかんのですよ、もともと景観を無視したような格好で建てているような気がします。だから、NTTの鉄塔にしてもそうですし、それはそのことが目的ですよ、いわゆる公益だということについては別に、公益じゃなくて私的にということは考えておりませんので言いませんけれども、例えば、全体の景観をよくするために京都市なんかも目の前に何メートルの範囲は全部建物でも何でも取り払うぐらいの思い切った条例をつくっているわけですから、そういうときにですよ、今、意匠という言葉の中に鉄塔だって物見やぐらだって、そういう意匠の対象に入ると。そういう景観対象に入るということは条例でうたってあるわけですから、それからすると、それは許容の範囲であるかどうかの問題もあると思いますけども、やはりそういうのが対象となるということと、もう1つはですよ、それを今撤去せろということは別の問題ですから、そこら辺について確認をしたかったわけですよ。そういうことですから。

今の市長の答弁についてはよくわかりますので、ただ、問題は今の条例を審議する中で、そういう問題も十分論議をしとかにゃいかなんということを感じたもんですから申し上げたわけです。

あと、パチンコ屋のぴかぴかするね、電照看板等も全く雰囲気を阻害するとか、あるいはいろんな業態によっては華やかな看板ありますけれども、もっとそういうものはですよ、その地域じゃなくてほかの場所に集中してできないとか、いろいろ今後議論が出てくるんじゃないかという気がしますので、やはり景観条例を論議する場合の中で十分にそういうのを含めて論議が必要だなということを感じました。回数がありますので、私はこの程度にしますけれども、そういう意味での確認をしたいということでの手を挙げたわけです。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

30番議員の今の議事進行については、今執行部お聞きのとおりですので、取り計らいをよろしく。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

建設委員会でということをおっしゃるけれども、以前はそういうふうなことで建設委員会でお話をずうっと聞くことも多かったんですけども、最近あんまり聞くと、わかってもらえんならわかってもらえんでもいいですからと逆ギレされるから聞けんのですよね、それより先が。（発言する者あり）はい。だから、ちょっとここでお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 14時 6分

再 開 14時 7分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

先ほどの発言は委員会上のことじゃなくて、私が個人的に聞きに行ったときの話で、間違っておりましたので、訂正させていただきます。

この条例の中で、ああいいなど。私は何ですかね、この条例のほうから見るじゃなくて、現実問題から条例のほうを見ているわけなんですけども、それは御船山もそうですけれども、夫婦岩でもそうですけれども、現実のほうから見ているわけで、ここに高速道路、鉄道高架についてもこの景観条例の中に含まれておりましたので、ああと驚いたわけなんですよ。それで、鉄道高架に以前反対とかあっているときにですよ、反対の理由の大きな一つに、温泉の入り口のところにコンクリートの橋脚が出て、観光としてはよくないという反対がありましたよね、みんな御存じだと思いますけれども、そういうことだったと思うわけですよ。そしたら、そこの前を表面的にきれいにするとか、そういうことを言われていたんですけども、最近お話がなくなっておると。

それで、今度、鉄道高架が、駅が2月に完成するんですけども、例えば、この条例が通れば以前言っていた鉄道高架の景観に配慮したことを県に要求できるのはいつぐらいまでになるんですかね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

この条例の適用があるかどうかということの御質問だと思います。

高架につきましては、条例以前の建築物でございますので、この適用除外ということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15．第54号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第54号議案 武雄市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、補足説明申し上げます。

議案書、11ページでございます。

本条例につきましては、統計法の全部改正に伴い条文整備を行うものです。

統計法の全部改正につきましては、社会情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備のため行われました。新法の規定は、一部平成19年10月1日から施行され、その他の改正は政令で定められる日から施行されることとなっております。

改正法につきましては、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための公的統計の体系的整備、統計データの利用促進及び秘密の保護、統計委員会の設置を骨子に制定されており、この全部改正法の附則により、統計調査法の廃止や関連する法律の一部改正などもあわせて行われています。

引用条文の整備箇所ではありますが、第31条第2項第1号及び第2号につきましては、統計法の全部改正に伴い、引用条文の整備を行うものであります。

また、同条第3号については、統計調査法が廃止されますので、削除し、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げております。

施行日につきましては、統計法の改正が政令で定める日とされているため、統計法の施行日の日といたしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第16．第55号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大宅選挙管理委員会事務局長

大宅選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

第55号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書は12ページでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が平成19年2月28日に公布、同年3月20日に施行され、地方公共団体の長の選挙において選挙運動のビラの配布ができるようになりました。その中で、県知事及び市長の選挙においては公職選挙法の規定に準じて条例で定めるところにより無料で作成することができるという規定がされておりますことから、この規定に基づき今回改正条例案を提案いたすものでございます。

現在、選挙運動における公費負担に関する条例につきましては、武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費に関する条例でございますが、選挙公営がこのように拡充されたことにより、条例の題名を武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例と改めて、あわせて必要な条文の追加、改正を行うことといたしております。

また、選挙公営に関する規定につきましては、公職選挙法と条例がございますが、条例で定めるものにつきましては、公費負担に関する規定でございますので、題名を含め条文中の公営という表現を公費負担と改正をいたしております。

本条例の改正によりまして、次の市長選挙から選挙運動用のビラの作成についても公費負担で行うことができるようになるというものでございます。

なお、公職選挙法で定めておりますビラの配布枚数につきましては、1万6,000枚までということで、大きさにつきましてはA4版サイズということになっております。なお、作成単価につきましては、公職選挙法の規定に準じまして限度額を1枚当たり7円30銭といたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第55号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

無料ということは当然公費の負担ですよね。だから、一般的ですけれども、公費で負担したということに対してどのようなチェックがなされているか。公費で負担したのですから、当然申請書が出たらチェックせにゃいかんですね。それが完全になされているかということですよ。だから、その点についてまずどういう方法で調べているかをお伺いします。

議長（杉原豊喜君）

大宅選挙管理委員会事務局長

大宅選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

選挙用のポスターについても同様でございますけれども、ビラの作成の公費負担につきましては、作成枚数の確認申請書というのを後だてて提出いただいておりますが、そのときに請求書、あるいは書類につきましては確認をいたしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから枚数の確認はできますよね。私、さっき聞いたのは制作費ですよ。例えば、我々議員ですよ、ポスターただでしょう。限度額はたしか1枚1,753円ですかね、幾らかちょっと忘れちゃったけど。それをいっぱいいっぱいつくって、もし枚数が240枚ですか、掛け算して出せばチェックがなければ取り放題ですよ。だから、チェックしているのかということを知っていますので、お願いします。

議長（杉原豊喜君）

大宅選挙管理委員会事務局長

大宅選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

具体的に詳細なポスターの材質とかなんとかについての詳しいチェックはできておりません。

〔29番「していないんでしょう」〕

はい。そういうことでこれからお願い、次回の選挙のときの説明会あたりをお願いしたいことが、そういったことで詳しい資料、あるいは証拠書類等の添付をお願いできないものかということで選管のほうで検討しているところでございます。（発言する者あり）

済みません。チェックにつきましては、当然領収書、あるいは請求書等について行っているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、そっくりそのままですけど、ただ請求書さえ出ればね、合えばね、簡単に出しておるんじゃないかと言っているんですよ。枚数はわかりますね。そういうことでいいのかと言っているんですよ。ひどく言えば個人の印刷会社に頼んで、悪く言うと、これは武雄市じゃないんですけども、よそではね、リーフレットかれこれ一遍に領収書を持ってきたと、実例があるんですよ。だから、普通、我々カラー印刷はどれくらいできるかわかるんですよ。しかし、選管からとってみたら物すごく差があるんですよ。だから、チェックしていないんじゃない。チェックすべきだと言っているんですよ。だから、チェックをしないというのは、領収書だけというのは問題があるんじゃないでしょうかということですので。

議長（杉原豊喜君）

大宅選挙管理委員会事務局長

大宅選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

チェックに対しましては、今後審査の際に十分いたすようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第17．第56号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第56号議案 武雄市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書、14ページです。

この条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、武雄市職員の育児休業等に関する条例の一部改正し、あわせてこれに関連する条例についてもその一部を改正するものです。

まず、育児休業等に関する条例の改正ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、育児のための短時間勤務制度が導入されております。対象となる職員は小学校就学前までの子供を養育している常勤職員で、育児と仕事が両立できるよう、例えば、1週間当たり20時間勤務など、希望する形態で短時間勤務ができるようになったほか、短時間勤務をしている職員のかわりとして非常勤の短時間勤務職員を任用することができることなどが今回改正の特徴でございます。

このほか、これまで子供の年齢を3歳までとしていた部分休業の申請要件が小学校就学前までに拡大されたことなども含め、制度導入に当たっての所要の条例改正を行っているところであります。

なお、これに関連いたしまして武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、武雄市職員の退職手当に関する条例など、4つの条例についてもその一部を本条例において改正し、公布の日からの施行としております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（杉原豊喜君）

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第18．第57号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第57号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書、24ページです。

本年6月議会において、武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第24号）を可決いただいておりますが、日本年金機構法との関係から同条例の附則で規定した同条例第2条の施行日が見直されたことに伴い、現行平成22年4月1日を日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行日から改正するものであります。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第19．第58号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第58号議案 武雄市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

議案書、25ページです。

本年度の人事院勧告に対する国の対応を踏まえ、職員の給与について改定をお願いしております。

内容としては、若年層に限定した給料月額引き上げと扶養手当及び勤勉手当の引き上げとなっております。給料月額につきましては、行政職給料表と医療職給料表を国に準じて改定しておりますが、改定率は全体で0.35%であり、行政職給料表で申しますと1級から3級までの若年層の職員を対象とした部分的号級額の改定となっております。

次に、扶養手当でございますが、少子化対策として国家公務員において500円の引き上げがなされましたので、これに準じ扶養する子供等について1人当たり現行6千円を6,500円

に改定しております。期末勤勉手当については、人事院勧告で0.05月分の引き上げが勧告されておりましたが、国、県、他市の対応を参考に、本年度は12月期のみ勤勉手当を0.05月分引き上げ0.775月とし、来年度以降は6月期、12月期ともに0.75月にそろえて今回の0.05月分の引き上げとする改定内容になっております。

第3条における武雄市一般職の任期つき職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましても、国に準じた給与の改定として現在該当者はおりませんが、任期つき職員にかかる期末手当の支給率を100分の175から100分の185に改定いたしたくお願いするものです。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとしておりますが、附則、ただし書きにおいて給料及び扶養手当の改定については、本年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当につきましては、本年度と来年度以降の月数配分に差異がございますので、所要の規定を設けさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20．第59号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第59号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

議案書は34ページでございます。

今回の条例改正につきましては、給湯料金の改定とそれから使用量の単位をトンから立方メートルに改正するものでございます。

給湯料金につきましては、従来から水道料金を参考に料金の設定をまいっております。今回も第61号議案の水道料金の改正案によりまして改正をするものでございます。

なお、この条例の公布日については、平成20年4月1日から施行することにしておりまして、平成20年5月分、いわゆる4月使用分から適用することにしております。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第59号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がっております。25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

59号議案に関して数点質問したいと思います。

まず1点目、値下げということなのですが、まず、その値下げの要望が来たのか、要望が来てから考えられたのか、来ているのかということ、これが1点目。

2点目、今さっき説明で水道料金との調整で関連して下げたということですが、現状の財政状況をかんがみでの話し合いはどうだったのか。

3点目、不足分が幾らか正確には聞いていないんですけれども、不足分が出るといいます、今までとですね。そういうのの穴埋めをどうするつもりでいるのか、そういう話はどういう話し合いが出たのか、この3点お伺いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

お答えします。

1点目の要望については、今回はあっておりませんが、前回の改定時に一時、給湯会計の起債の償還が残った関係で2年くらいおくれて値下げしたときには、水道料金が下がったときに要望がっております。今回はまだあっておりません。

それから、不足については、今回の料金の改定で年間でしますと約1,700千円程度が使用料として低下をするということで、今回の改正につきまして、従来からと言いますが、57年の4月から水道料金とあわせて設定をした経過もございます。

それから、給湯会計だけ考えますと、現在基金の積み立て、それから一般会計からの繰り出し等もやっておりまして、会計そのものからいきますと不足しているとは考えておりません。そういうことで、今回値下げをしましても給湯事業そのものには影響を与えないということで、今回の改正をお願いしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

25番牟田議員

25番（牟田勝浩君）〔登壇〕

議案質疑は質問じゃないんで、あんまり内容の部分の部分を言っちゃいけないということで先輩から言われていたんですけども、今回要望が出ていないという答えをされましたけれども、前回値下げをしたとき、2年後に出たと。それはわからないんでいつですか、それは何年前のことでしょうか。

それと2点目の質問をしたときに、当時の財政状況、今の財政状況は違うのをかんがみてどういう話し合いをしたのかという質問をしたはずですが、余裕がそんなにあるのか、何でも原資が要るんでという話をしました。その件はどうなのか。で、57年の4月からということなんですけれども、それもあわせて当時からどのような、それをなぜ踏襲しなきゃいけないのかと、再質問をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

前回の要望の関係でございますが、平成13年の4月に水道料金が値下げになっております。これは旧武雄市のときですが、それから、16年の4月に給湯料金を3年後ですね、値下げをしております。そのときに要望が保養村の施設のほうからあっております。

それから、給湯料金につきましては、先ほど言いましたように、57年の4月から水道料とずうっと合わせてしたわけですが、その以前については水道料金と給湯料金については、まちまちの料金でございました。57年の4月から今の形で合わせてきたという経過でございます。

それから、財政関係につきましては、今回さっき言いましたように、一般会計への繰り出し、それから給湯事業会計での積立金の状況を見て問題はないということで判断をいたしました。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

水道料と連動というふうな話を今聞いたわけですがけれども、例えば、値下げしたら需要のふゆっとですか。例えば、安うなったらよんにゆう使うもののふゆっとか、そういうところも何かあっとかなと思うわけです。そういう目的のあっとかなという感じのすっとですよ。そいけん、何かぴんとこんとばってんですよ、そういう関係はどうでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

値下げをして需要がふえるかということについては、ちょっとわかりません。

ただ、保養村の施設の状況を見ますと、これは18年度の決算でございますが、一番多いところが年間で約6,700千円の給湯料、それからあと5,800千円、それから4,200千円程度のところがございます。最近、民間への移譲がありまして、従来は例えば、国のほうで施設整備等もやった関係がございまして、ただ、民営化になれば自分ところで施設改修等もやっていく必要があるということで、給湯料の負担については相当なものだというふうには考えております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第21．第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長
松尾まちづくり部長〔登壇〕

第60号議案 武雄市農業集落排水処理施設設置条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、農業集落排水処理施設における武雄、山内、北方、旧1市2町の使用料の統一と若木町川内処理区の来年3月の供用開始に伴う条例の一部改正であります。

まず、使用料の統一に伴う改正についてであります。

現在の使用料は7つの処理区域、それぞれに使用料の算定方法が定められており、北方町の橋下地区については、汚水の量に応じて算出される従量制とし、これ以外の6地区については、使用している世帯等の人員に応じて算出する人頭割制により使用料を算定しております。

今回、この使用方法をすべて従量制に統一し、使用料の不公平感をなくすこととしております。これらのことに伴う改正箇所といたしまして、次の条文改正を行っております。

まず、第3条第6号及び第7号は、人頭割制に関する用語の定義ですので、削除するものでございます。

また、第11条第1項の数値につきましては、除外施設設置義務の基準を武雄市下水道条例と同様下水道法の基準に合わせ改正するものでございます。

第12条の2につきましては、追加条文で、公共ます及び取り付け管の新設等について、特別に必要とするものの届け出と承認、第2項にその費用負担について規定しております。

第14条は、使用者の世帯変更届けを使用者の名義変更届け出に改正するものであります。

第15条から第18条までは、それぞれの条文を全面的に改正するものであります。

第16条及び第17条は、処理区ごとの使用料から統一した料金体系とすることにより、改正するもので、算定方法は別表第2のとおりとしており、武雄市行政問題専門審議会での意見や財政状況等を総合的に判断し、基本料金として1月につき5立方メートル以下の場合900円、5立方メートルを超える場合1,600円、超過料金として10立方メートルを超える場合は1立方メートルにつき150円としております。

第18条、汚水量の算定では水道水を使用した場合と水道水以外を使用した場合のほか、営業に伴い使用する水量と排水施設に排除する水量が著しく異なる場合のおのこの算定方法等を規定しております。

改正前の第28条については、水道水以外の水による汚水処理を行う場合のメーターの設置について規定していましたが、同様の内容を改正後の第18条に規定しておりますので、削除することとし、改正前の第19条から第22条までは1条ずつ繰り下げております。

また、新たに規定いたします第19条には、汚水量算定に必要な資料要求に関する規定でござ

ざいます。

これらの使用料の統一に関する改正の施行日につきましては、平成20年3月1日とし、平成20年4月分、3月使用分から適用することとしています。

また、使用料の改正により使用料が上がる方々のための特別措置を附則に規定しております。

橋下処理区における使用料の特例としまして、平成20年4月分、3月使用分から平成21年3月分、2月使用分までの使用料について、新条例別表第2の規定にかかわらず、汚水量5立方メートルを超え9立方メートル以下の場合の基本料金を議案書、37ページの表のとおりとするとしています。

また、使用料の減免に関する特例としまして、平成20年2月29日において現に排水処理施設の使用をしている者の新条例の規定による使用料が、改正前の規定により算出した額を上回る場合は、規則で定めるところにより使用料を減免することができるとしています。

最後に、見直し事項といたしまして、本条例施行後5年を目途として見直しを行うものとしています。

次に、処理区域の追加に伴う改正であります。

若木町川内地区を処理区域とする污水处理施設が間もなく完成いたしますので、別表の改正を行い、排水処理の開始を行うものであります。

供用開始は平成20年3月1日としておりますが、新規加入者に対する加入金を徴収するため、本改正内容については、公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第60号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

建設委員会にかかりますけれども、基本的なことでございますので、ここでまず聞いておきたいと思います。

また、北方の私の選挙区のことでございますので、非常に困りますけれども、減免のことですけれども、減免のこの規則を定めるところに、既に定めてあるのか、定められるのか、減免の規則ですよ。そのことが1個と、それからもう1つの使用料の検討とわざわざ入っておりますね、これね。つまり5年以内に見直すけんわざわざ入っておりますね、だから、ふつう通常は先ほど副議長も言われたように、計算からいけばね、こういう文書は適当じゃないですね。今とってこれが最高だからということで出されるわけですから、後で見直すよという案は出せないんですね。こういうのは出せないですよ。これしかないということを出さないかと先ほどの景観で何度も言いましたね。そういう姿勢でなければ受けられませんかね。その意味と、先ほど言いました規則で定めるところと、どういう規則なのか、定めて

あるのか、今後定められるのか、お伺いをいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、第1点目の規則についてですが、規則はまだ定めておりません。この条例制定後、規則を定めるということにしております。

それから、使用料の件でございます。5年以内に見直すという規定を設けておりますが、これは、本市の今の財政状況をかんがみてこれが最善の料金だということから、この使用料を提案していると。それで、今後処理場の経費等、合理化、節減を図りながら財政状況を見て、また改正するというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これから規則を決めるということとはできないと思うんですよ、議案が出とるのにね。そうでしょう。どうにかわからんのに可決されるわけがないじゃないですか。それが1つと、もう1つは、今後の財政状況を見ながらと言われたですね、じゃあ、これは財政状況を見なくてつくった金額ですね。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

規則については、今確かにあります。それは案でございます。条例の制定後、正式につくるということでございます。今は検討した材料しかありません。

それで、使用料でございますが、これは先ほど申しましたとおり、今現在うちの本市の財政状況等かかんがみて、これが最適だという使用料でございます。それで、見直しというのはまた5年以内にそのときの財政状況を見て見直すというところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

減免条例がついていないということは不備ということですね、この議案はね。減免することができる。減免というのは法的にちゃんと根拠が要るんですよ、公共性がなくちゃいかんしね。例えば、一緒にでけんとを無理やりしとって、格好だけつくってもとのままいいですよと、そういうのは世の中通らんとですよ。だから、減免でしようと思ふことをしよるからね。だから、初めから規則出しなさいと。添付せんぎでけんでしょう。どう言うたかわからんとに通せないでしょう、不備ですよ。議長取り扱いを。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。ここで3時まで休憩をいたします。

休 憩 14時46分

再 開 15時 2分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの29番黒岩議員の質問でございますけれども、議長の取り計らいということでございます。

本案は建設常任委員会に付託いたしますので、委員会までには提出するように執行部のほうに求めたいと思います。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

ちょっと基本的なことですので、市長に質問いたします。

行政問題専門審議会への諮問の案というのは、各課、課の意見じゃなくて武雄市の意見だと。多分、私そこの審議会で聞いていたんですけども、使用料は公共下水道も農排も均一でやりたいという考えを示されたと思うわけですね。だから、それについての異論は出なかったですね。ああ、そうですかと。そしたら同じような体系の料金でいいんじゃないですかと。だから私もそういうふうに思ってたわけですね。

しかし、ここに出ているのは先ほども公共下水道のときにありましたけれども、公共下水道は高いというですかね、財政に基づいた金額になっておると。また、こちらも農業集落排水の経営の中から出てきていると言われますけれども、あのとき経営はほぼ同じぐらいということで同じ金額と言われとったと思うんですね。だから、さっきのその理論というのにちょっと矛盾を感じますけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回のこの条例案につきましては、旧1市2町の料金の統一というのがまず大前提にあります。それで、どういうふうに統一するかということで、いろいろ検討しまして、今のここに提示しておりますこの金額が一番ベターだということでございます。その後、専門審議会のほうの意見では公共と農集を統一するというのがありますので、我々原課としてもそれが一番望ましいと思っておりますので、まず、この1市2町を統一した後に公共と農集をもう一回考えるということで、この議案を提案したということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第22．第61号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第61号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

議案書、38ページです。

今回の改正は、旧市町ごとに異なっていた水道料金を平成20年4月の使用量分から統一料金とするために改正をお願いするものでございます。

第1条の条文に新たに加入金を挿入し、第2条第3号と第20条で消費税相当額の条文整理を行っているほか、第20条の別表で統一料金を明記しております。現行料金では武雄、山内水道の基本料金が8立方メートルであったものを県下の水道事業の基本料金が10立方メートルの事業所が多いことから、現在の北方水道の基本料金の10立方メートル当たり税抜き価格で1,700円を採用し、あわせて武雄、北方水道で行ってございました軽減料金を継続して行うこととして、この料金は現在、北方水道の5立方メートル当たり税抜き価格で800円とし、超過料金を290円としているところで、学校用は武雄水道の分をそのまま継続しております。

今回の料金改定により、統計的な水道料金の比較であります20立方メートル当たりで税込み4,830円となり、現行料金との比較では、武雄水道で1,123円、山内水道で260円、北方水道で525円の値下げとなり、県下で7番目の料金になります。

また、全体の給水収益を18年度の実績と比較してみますと、平均で13%の値下げの170,000千円程度の減収になります。水道利用者へのこの料金での請求は附則に記載しておりますように、平成20年5月からとなるところでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第61号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 15時8分